

373

150

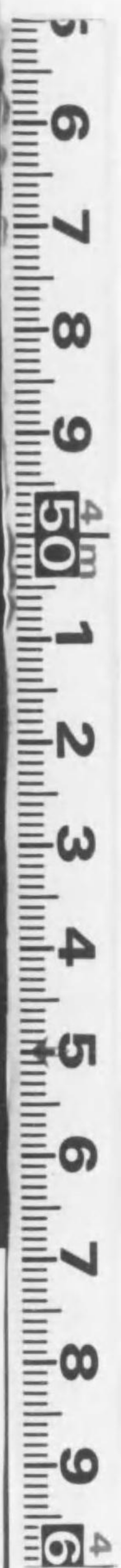
373-658



1200501450575

X
複写

滿洲國成立
の経緯と
其國家機構に就て
陸軍省調査班編



始



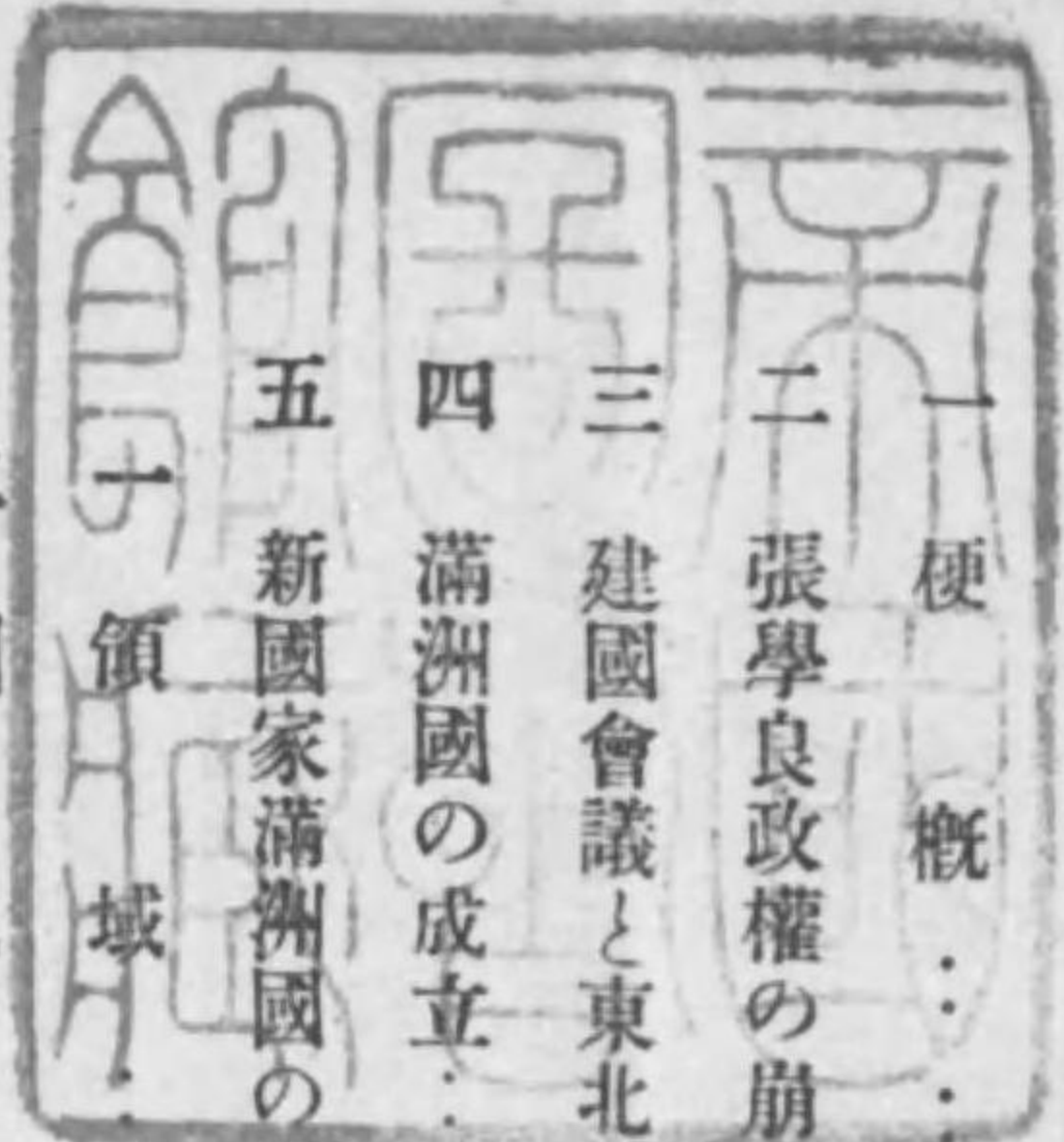
滿洲國成立の經緯と其國家機構に就て

昭和七年四月四日
陸軍省調査班

滿洲國成立の経緯と其國家機構に就て

目次

一 梗概	一頁
二 張學良政權の崩壊と各地新政權獨立運動の擡頭	二頁
三 建國會議と東北行政委員會の組織	三頁
四 滿洲國の成立	四頁
五 新國家滿洲國の機構	四頁
二 國民	二四頁
三 統治形態	二五頁
四 統治組織	二五頁



發行所寄贈本

五 人權保障 ……………二八

六 支那中央政府の滿洲國建設に關する對日抗議 ……………二八

附 録

第一 滿蒙新國家に對する我等の期待

第二 滿洲國の基礎諸法令

一 政府組織法 ……………五九

二 人權保障法 ……………六四

三 國務院官制 ……………六六

四 監察院官制 ……………七二

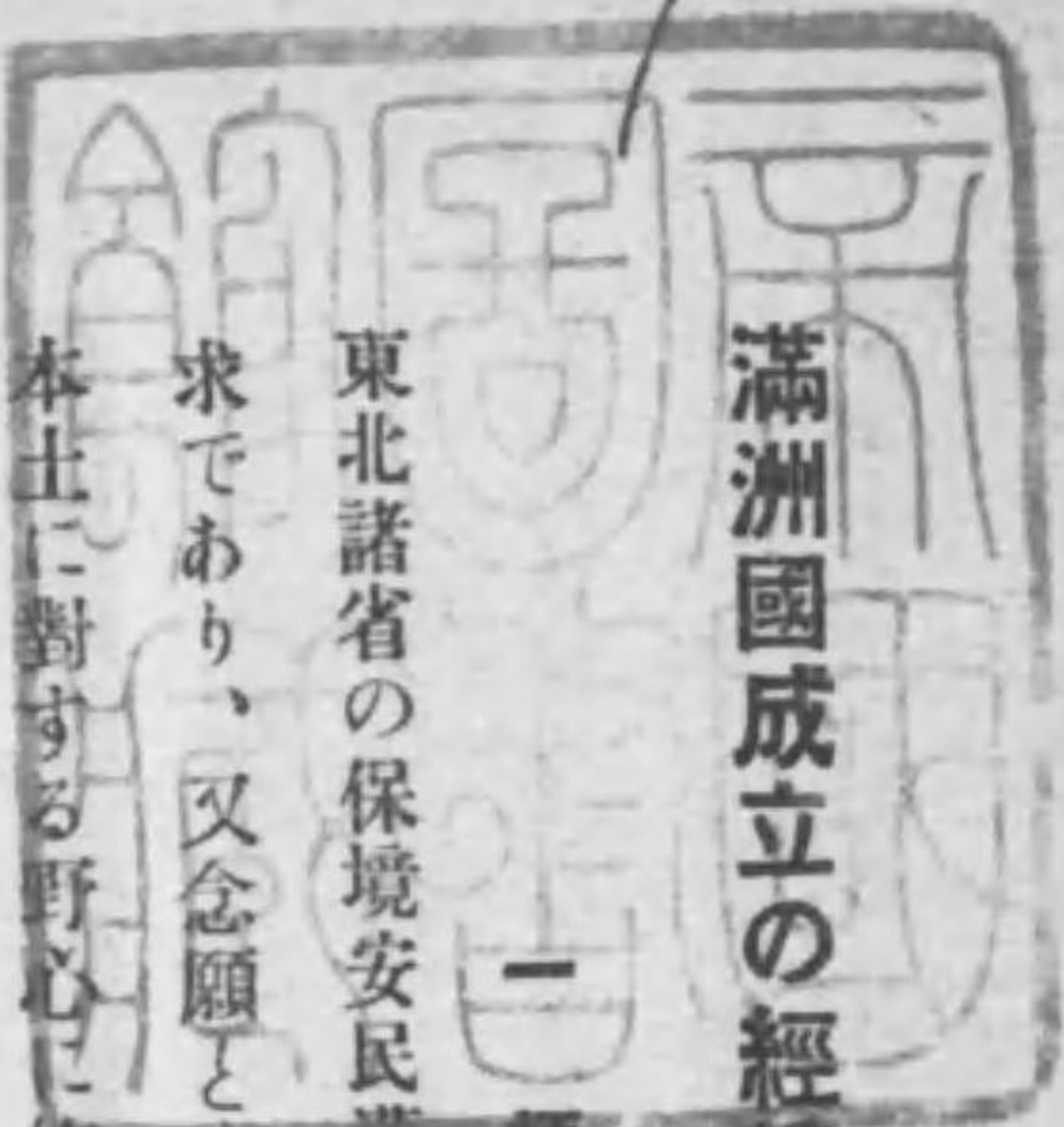
五 參議府官制 ……………七六

六 省公署官制 ……………七八

七 國務院各部官制 ……………八三

第三 新政府樹立の理由

373-658



滿洲國成立の経緯と其國家機構に就て

一 概 概

東北諸省の保境安民滿蒙の獨立は、清朝建國の當初から統治者並住民の終始渝らざる欲求であり、又念願とする所であつたが、張作霖父子及彼等を圍繞する軍閥の擡取並支那本土に對する野心に依り、安民の目的が達せられなかつたので、彼等は住民怨嗟の中心となつてゐたが、手に寸鐵なき住民は彼等を排除するの力なく、只々彼等の壓制に呻吟するのみであつた。然るに偶、昨年滿洲事件勃發の結果、張一族の勢力が失墜したので、滿蒙住民の眞の意志が表面に現はれ、天意を以て意とし、人心を以て心とする王道を基調とする、平和なる理想郷を建設せんとするの熱意は、各地に於ける新政權として具現せられた。此等の新政權は保境安民を志し、支那本土より分離し局地政權たるの役割を取つてゐたが、完全なる獨立國たらしとするの機運は愈、熟して、二月中旬東北政務委

滿洲國成立の経緯と其國家機構に就て

員會の組織となり、次で同十八日東北四省の獨立宣言となり、南京政府との關係を斷絶する旨を聲明したが、三千萬民衆の熱意は更に一步を進めて、遂に去る三月一日を以て新國家滿洲國の成立を見、其建國を中外に向て宣布し、三月九日には新都長春に於て建國式が舉行せられた。在滿三千萬民衆の更生の意氣によりて建設せられた新國家の健全なる發達は、吾人の大に希望すべきものなると共に、新國家の運命は日本民族の休戚と不可分の關係あるが故に、以下新國家成立の經緯と其機構の大葉とを紹介する。

滿洲國と日本との關係に付ては本編には之を割愛する。

尙既刊「滿蒙新建設に對する住民の意嚮」を參照せられんことを望む。

二 張學良政權の崩壞と各地新政權獨立運動の擡頭

張學良政權の苛斂誅求に嫌厭たりし東北三千萬民衆の反張學良熱は、漸次灼熱化してきたが、一つには武力の制壓を受くると、一つには民衆間に相當の組織を缺いてゐた爲、腹膨るれども之を口にするに能はずして、學良政權の壓迫の下に日夜懊惱の生活を續

けて來た。然るに昨年九月十八日日本軍が正義の劔を揮ひて敢然起つや、張學良一派の勢力は我が軍の一撃により滿洲より清掃せらるゝに至つた。是に於て民衆の間に張學良の羈絆を離脱して獨立を謀らんとするの機運は勃然として動き、早くも九月二十八日には、吉林省長熙洽は決然獨立を宣明して、舊張學良政權並南京政府との關係を斷然斷絶する旨を宣言し、之と日を同じうして哈爾濱の東省特別區長官張景惠亦獨立を宣言し、續て洮遼鎮守使張海鵬は十月一日洮南に於て、東邊鎮守使于芷山は十月五日瀋海線北山城子に於て、又袁金鎧を首班とする奉天地方委員會は十一月六日奉天に於て、皆齊しく獨立を宣言するに至つた。

然れども當時黑龍江省には馬占山ありて尙張家の命を奉じ、奉天は纔かに治安維持會の權限を擴張するに過ぎず、吉林省と雖獨立の威令全省に行はれず、僅かに政治上中央より離脱せるに過ぎなかつた。況んや當時所謂錦州政府は遼西に蟠居し、軍閥の餘孽は各所に潜存し、兵匪騷然として各地に横行し、或は再び張學良の歸奉するの日なきやを懸

念してゐたので、張家の積威を恐れて敢て新國家建設の論調を高唱するを憚るものもあつた。然るに昭和七年一月初旬となりて錦州一帯の支那軍關内に撤退するに至るや、民衆は張學良の力已に爲す能はざるを了知し、獨立運動は次第に進展するに至つた。

從て昨年十一月十八日我が軍の齊々哈爾入城以來、獨立の機運濃厚になつて居た黑龍江省に於ても、本年一月八日に至るや新省長張景惠は、齊々哈爾に於て就任式を行ふと共に、堂々獨立の宣言を發し、熱河省主席湯玉麟も亦新國家に合流するの諒解を與へたので、(但湯玉麟は地勢上學良の勢力と密接せる爲、今尙旗幟不鮮明の態度を持して居る)東北の全土は悉く中央を離脱し、新國家を組織せんとするの運動は頓に擡頭し、一者唱へて百人和し、江河の決するが如く一瀉千里の勢を以て急速なる進展を遂げた。

要するに滿蒙三千萬民衆の眞の叫は張學良を打倒して、支那本土と離隔せる滿蒙獨立國を建設し、文治的平和郷を實現せんとするにあつた、本年二月十五日東北日報紙に掲げられ五十餘團體、八十六萬二千餘名の「滿蒙新國家に對する我等の期待」(附録第一)は其

代表的な意見である。

三 建國會議と東北行政委員會の組織

前述の如く張家の勢力は既に崩壊し、東北全土は獨立したが、それは各省區が夫、個々別々に獨立したので、彼を以て此を制するの權能なく、又此を以て彼に令するの能力も無く、正に所謂一國三公群雄割據の情勢を呈して、自ら統一することが出来なかつた、斯くの如き畸形的状態を以てしては、如何に王道政治を行はんとするも實力に乏しく、況んや熱河蒙旗各處に號令せんとするが如きに於ては、寧ろ痴人夢を説くに類するものであつた。從て東北を救ひ民衆を水火の裡より更生せしむる爲には、滿蒙を團結して一體となすの外策案なしとし、茲に滿蒙新國家建設の議起り、曩に獨立した各省を更に一團に固むるの必要が唱へらるゝに至つた。是に於て民間の輿論に基き、各省區執政者は互に代表を派遣して其協議を進めた結果、大體新國家結成の諒解成り、二月十三日張景惠、馬占山等、哈爾濱に於て重要會議を開いた結果、二月十六、七、八の三日間、奉天に於

て建國會議を開き、輿論を採取して集議を實行し、以て民意を觀、廣益を思ふの效を收集するに決した。

是に於て熙洽は十四日汽車によりて奉天に到り、續いて張景惠は十五日、馬占山は十六日、いづれも哈爾濱から飛行機にて奉天に乗り込み、これに奉天省長臧式毅、奉天市長趙欣伯を加へて、二月十六日建國會議を開き左記事項を決議した。

- 一 東北行政委員會等の名稱を用ひ、舊東北政務委員會との區別を容易ならしめ、會議は遊動的に開催し一地に常駐しない。
- 二 委員長を設け其人選は其都度定む。
- 三 十七日發會式を擧げ一兩日中に宣言を發表す。四巨頭の外蒙古王、呼倫貝爾（興安嶺西方地區）凌陞、哲里木盟（洮南附近一帶の地區）齊王、熱河湯玉麟を加へる。宣言内容には委員會開設の理由、使命を明にし、各省政務に統制を行ふの必要を述べ、尙自主獨立、軍閥打倒、平等待遇を標榜し、民衆の福利増進を圖る如くすべきことを闡明す。

を闡明す。

四 新國家樹立の爲熙洽、馬山占は代表者を奉天に止め、其他は引續き奉天にありて只管建設に邁進す。

五 將來の首都は長春と決定す。

次で二月十七日午後東北各巨頭は奉天省政府に集合し、新滿蒙國家を建設し、其重要事項を議定する爲、東北行政委員會を組織し、張景惠を委員長に、張景惠、臧式毅、熙洽、馬占山、湯玉麟、凌陞、齊王を委員に任命した。斯くて本委員會は馬占山を黑龍江省長官に任命し、且東北各省、各軍に本會成立の旨を通電した。更に十八日行政委員會は左記の獨立宣言書を發表した。

東北行政委員會宣言

東北事變發生以來瞬息の間に既に數月を閲し、人民望治の念は宛も飢渴に食水を求むるが如し、茲に更始一新の時に方り、復活蘇生の願いよいよ切なるものあり、景惠等

悉くも推舉せられて省區の領袖と成る、舊を革め新を洗ふの責は他に嫁す能はず、茲に大計を諮る可く一堂に會せるが、皆曰く「鞏固なる團體あるにあらざれば以て全局を策るに足らず、人民の公意に基くにあらざれば以て新猷を建つるに足らず」と、茲に於て東北四省、一特別區及蒙古各王侯を連結して一機關を組織し、東北行政委員會と命名し、成立と共に内外に通信を發せり。即ち此より黨國政府と關係を離脱し東北省區は完全に獨立せり。更に獨立の精神を以て行政の改善を圖らんとす。

先に軍閥は苛政を布き誅求を肆にし、爲に民衆は熱火深水の裡に在るが如く、殆ど生命さへ保持し得ざる状態にして、鄉村に普き痛苦の涙未だ乾かず、虎狼に等しき爪牙の餘毒亦尙存す。正に徹底的に根絶し、再び其枝節をして蔓延跋扈せしむべからず。古經に曰く「民を撫するを后と謂ひ、民を保するを王と謂ふ」とあり四民蘇生して安息を得ば善政即ち成らん。これ本會第一の使命なり。

近來民衆虐待の專政は其利を恣にし、怨恨茲に集中して社會道德は日に漸く消亡せん

とす、社會は即ち國家の基礎、道德は政治の本源なり。古書にも「忠信篤敬ならば蠻貊の邦と雖行はるべし」とあり、排外政策を持せず、茲に國際戦争をやめ、更に門戶解放機會均等主義を以て世界民族と共存共榮せん。これ本會第二の使命なり。

内を安んじ外に和するは政治の根本なり。已に根本の鞏固を謀る、又宜しく枝幹の繁榮を講ずべし。即ち職業を奨勵勸進し農商を發展せしめ、利を生ずる者をして日に多からしめ、業を失ふ者をして日に少からしめば、社會の利益均霑され、階級の鬭争自ら泯び赤化行はれず民生以て期すべし。これ本會第三の使命なり。

景惠等は以上三大使命完成の爲、本會により我が東北各省區人民の爲に幸福を求めんとす。これ又我が東亞各種族人民の爲幸福を求むる所以なり。天日は上に在りて此の宣言を照鑒さる。邦人君子夫れ興起して我等を助けよ。

二月十八日

委員長 張景惠 委員 臧式毅
委員 馬占山 委員 熙洽

委員 湯玉麟 委員 凌 陸
委員 齊 王

斯くて張景惠は暫く奉天に駐まり、馬占山は十八日、熙洽は十九日、夫、任地に歸り、各省は代表を奉天に残置して最高政府組織に關する研究準備に著手した。

而して新國家建設に關する民衆運動は愈々盛となり、奉天省に於ては二月十七日錦州縣長主宰の下に率先して建國促進運動を行ひ、逐次各縣も之に倣ひ、二十日より奉天に於て民衆の示威運動が行はれた。又吉林省に於ては建國促進準備委員會を設け、二月十四日各縣に檄を飛ばして各縣代表を吉林に集め、十七、十八、十九の三日間建國促進の會議を開き、齊々哈爾に於ては二月十一日新國家建設の示威運動を起し、省政府參議李維周委員長となり、建國籌備委員會を組織し諸準備に當つた。

東北行政委員會の建國大綱審議は一瀉千里に進行し、二月二十五日には新國家建設及統治原則の★綱を左の如く定めた。

新國家組織大綱

- 一 新國家名を滿洲國と稱す。
- 二 新國家の政治は民本主義に依る。
- 三 滿洲國の元首名を執政と稱す。
- 四 滿洲國國旗を新五色旗と稱す。
- 五 新國家の成立と同時に年號「民國」を廢して「大同」と新稱す。
- 六 執政は人民に推戴せられ立憲制により統治す。
- 七 將來民意に基き憲法を制定す。
- 八 執政々治は憲法制定に至る迄の統治形態とす。

二月二十八日東北行政委員會は其業務を終り、且滿洲國政府の名を以て三月一日建國宣言を發することを決議した。此日再び奉天に於ては國家成立促進全滿代表大會行はれ頗る盛大を極めた。

四 滿洲國の成立

一一

三月一日滿洲國は愈々獨立し、左記の建國宣言を中外に發表し、茲に新國家として世界の舞臺に登場することになった。

滿洲國建國宣言

我が滿蒙の地は邊陲に屬し開國縣焉なり。これを往昔に徴し、分併稽ふべし。地質膏腴にして民風は樸茂なり。解放を経るに及んで生聚日に繁く、物産豐饒、實に奧府となす。然るに辛亥革命後共和國成立して以來、東省の軍閥は中原變亂の機に乗じて、政權を攫取し、三省に據りて己の有となし、貔貅相繼ぎ、竟に將に廿年ならんとす。獮利貪婪、驕奢を逞うして、民生の休戚を顧みることなく、唯々私利をこれ圖る。

内は暴斂橫徵、恣に揮霍し、その結果幣制紊亂し百業凋零するに至れり。且又時に野心を逞うして兵を關内に進め、地方を擾害し、民命を傷殘す。一再敗衄するも、尙悛悔せず。外は信義を蔑棄して、聲を隣邦に開き悉く親仁の規に昧く、専ら排外を事とし、加ふるに警政修まらざるを以て盜匪横行して四境に逼り、到る處擄掠、焚殺して村里は一空となり、老若は溝壑に陥り、餓殍は途に載す。我が滿蒙三千萬の民衆が命をこの殘暴無法なる區域の内に託するは死を待つのみ。何ぞよく自ら脱せんや。今や何の幸ぞ手を隣師に借りてこの醜類を驅り、積年軍閥盤踞し秕政萃聚せる地を一旦にして廓清す。これ天我が滿蒙の民に蘇息の良機を與へしなり。吾人の當に奮然として興起し邁往勇進以て更始を圖るべきところなり。思ふに内中原を顧みれば、改革以來初めは群雄角逐して頻年争戦し。近くは一黨專横にして酷政を恥ぢず。何をか民生と曰ふ、實に之を死に置くのみ。何をか民權と云ふ、唯利を専らにするなり。何をか民族と云ふ、唯黨あるを知るのみ。既に天下を公と爲すと云ひ、又黨を以て國を治むと云ふ、矛盾乖謬にして自ら欺き、人を欺く、種々なる詐欺は窮詰するに勝へず。近來内訌屢、起り、疆土分崩し黨且自ら存する事能はず、何ぞ能く國を顧みんや。茲に於

て赤匪は横行し、災饑は洵りに起る。毒は海内を痛交しめ、民怨沸騰し、政體の不良に痛心疾首して曩昔に於ける政治清明の時代を追思せざるはなきも、唐虞三代の遠きは幾及すべからず。これ我が友邦のともに目睹し、同じく感慨を深くする所なり。それ二十年來試験の得る所を以てすれば、その結果至る亦沛然として返るべきなり。然るに尙疾を諱み、醫するを怠み、その舊惡を估み、民意は新に抑遏すべからざるに詞を籍らんか、然らばその往くところを恣にすれば共產に至り、自ら亡國滅種の地に陥るにあらざればやまざらん。今にして我が滿蒙民衆は天賦の機縁に於て、萬惡なる政治國家の範圍外に振拔して自ら脱することを求めざれば、勢必ず背を載せて溺に及び、同じく盡くるに至らん。數ヶ月來屢、奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古各旗盟の官紳士民の集合を経て、詳に研討を加へたる結果、意思既に一致す。惟へらく爲政は多言を取らず、ただ實行如何を見るのみ。政體は何等の分ちなくたゞ安居集團を主と爲す。滿蒙は舊時本國と別に一國たり。今や時局の必要により自ら自立を圖

らざる能はずと。即ち三千萬民衆の意向を以て即日中華民國と關係を脱離し、滿洲國を創立することを宣言し、茲に特に建設綱要を中外に昭布し咸聞知せしむ。私に意ふに政は道に基き道は天に基く。新國家建設の旨は一に天に順ひ民を安んずることを主とす。施政必ず真正の民意に詢ひ、私見を存することを容さず。凡そ新國家の領土内に居住するものはみな種族の岐視尊卑の分別なし。原有の漢族、滿族、蒙族及日本、朝鮮の各族の外、即ちその他の國人と雖長久に居住を願ふ者は又平等の待遇を享くことを得。その當に得べき權利を保障し夫れをして毫も侵損あらしめず並極力往日の黑暗なる政治を剷除し、法律の改良を行ひ、地方自治を厲行し、廣く人材を收めて賢俊を登用し、實業を奨勵し、金融を統一し、富源を開發し、生計を維持し、警兵を訓練し、匪禍を肅清すべし。更に進んで言へば教育の普及は正に禮教を崇ぶべし。王道主義を實行して必ず境内一切の民族をして熙熙皞皞として春台に登るが如くならしめ、東亞永久の光榮を保ちて世界政治の模型となさんとす。その對外政策は信義を尊

重して力めて親睦を求め、凡そ國際間の舊有の通例は謹みて遵守せざることなく、その中華民國以前各國と定むる所の條約、債務の滿洲新國家領土内に屬するものは皆國際慣例に照し繼續を承認し、商業を創興し利源を開拓するため我が新國家に投資を希望する者あらば何國に論なく一律に之を歓迎し、以て門戶開放機會均等の實を擧げんとす。以上宣布せる各節は新國家立國の主要なる大綱たり。新國家成立の日より即ち新たに組織せる政府に於てその責任を負ひ、極めて誠懇なる表示をもつて、三千萬民衆の前に向ひその實行を宣誓す、天地照鑑す、この言を渝ふることなし。

大同元年三月一日

滿洲國政府

新國家の元首に關しては、已に公推を経て清の廢帝溥儀を推して執政と爲さんとし、各省區代表を派して其出處を逡遁したるに對し、彼は此時局多難の秋に際し非才重任に堪難しとて固辭して居たが、再三の懇請に依り遂に出處、國政を匡扶し以て東北三千萬民衆の渴望に應せんことを承認した。

斯くて三月八日迄に滿洲國諸巨頭は長春に參集し、宣統帝溥儀も亦迎接使張景惠以下約六十名を從へ長春執政府に入つた。

三月九日午後執政溥儀の就任式は、紅藍白黒滿地黃旗の翻る新首都長春に於て嚴かに舉行せられ、溥儀は左記の訓諭的宣言を述べた。

滿洲國執政宣言

人類は須らく道徳を重んずべきに、種族の別あり、即ち他を抑制し己を賞揚す、その道徳たるや甚だ薄し。人類は須らく仁愛を重んずべきに、國際間の争ひあり、即ち人を損じ己を利す、その仁愛たるや甚だ薄し。今我が國を建立するに當り道徳、仁愛を以て主となす、種族の別及國際間の争ひを除去せば、正に王道樂土の實現を見るべし。凡そ我が國民たるもの努めてこれを勉勵せよ。

大同元年三月九日

溥儀

かくて參列者一同執政觀見の禮終りたる後、滿鐵總裁内田康哉伯は外人を代表して執政

就任の左記祝辭を朗讀した。

内田總裁の祝辭

維時陽春三月九日、官民長春に會して滿洲國建國の典を擧ぐ、乾坤光あり、蒼生喜びあり、史當に之を悠久に傳ふべし、康哉等儀に列る、光榮何ものか加へん、諸賢曩に天の命に順ひ民衆の求めに應じて新に國を建て、既に協和の樂土を滿洲に實現し永遠の平和を東亞に招來するの意を昭にす、天下之を壯とし又之を是として認む、夫れ建國は天業にして創設は大任なり、新政府の多幸思ふべし、然も有司の勞苦察するに堪へたり、茲に俊徳の人迎へられて政を執り、練達の士選ばれて功をうけ、庶績咸熙る期して待つべきなり、我が帝國隣して日東にあり、互ひにその交を厚くし以て善隣の誼を盡さん、列國も當に來つて友邦の盟を結び相携へて人類の平和に貢獻するあらん、願はくば建國の理想大に揚り、四海同胞均しく天の慶福をうけ地の繁榮を樂しさんことを、謹みて建國の頌を獻る。

昭和七年三月九日

南滿洲鐵道株式會社總裁 内田 康哉

これに對し執政は左の答辭(羅振玉代讀)を述べた。

執政の答辭

我が東北三千萬民衆が滿洲獨立國の成立を宣言せし以來、余に再三新國家執政の攝行を請はる。惟ふに滿洲は余の祖宗發祥の地にして、茲に重ねて推戴を受け遂に辭退し難く、已なく之を受諾す。今日滿鐵總裁閣下並貴賓各位の御來臨を得、丁重なる祝辭を受け感謝に堪へず。余徳薄くして才鮮し、只管期待に副はざらんことを恐る。願はくば國交を親睦にし、民意を尊重し、外には衆智をあつめ、以て東亞の榮光を發揮せしめんとす。是れ即ち各位と共に欣快とするところなり。茲に謹んで答謝す。

三月十日、十一日に互り各省縣城に於ては一齊に盛大なる滿洲國建設祝賀會が舉行せられた。

續いて國務總理鄭孝胥始め、各院長、總長等が任命されて政府の陣容整ふや(後述滿洲

國の機構参照)、新滿洲國の臨時憲法たる政府組織法、人權保證法等の基礎諸法令(附録第二)が執政府から發表せられた。

次で三月十一日國務院會議を開催し

- 一 關東軍司令官及滿鐵總裁に對し、執政特使を派遣して謝辭を表すること。
- 二 列國に國家成立の通電を發すること。
- 三 東支鐵道問題は滿洲中央政府より督辦代理を任命し其他は慎重なる調査を経て人材を登庸すること。

等の事項を決議した。

三月十二日外交部總長謝介石の名を以て滿洲に領事を有する、日、英、米、佛、蘇、獨、澳、白、丁、伊、和、波蘭、チエツク、葡、エストニア、ラトビヤ、リヌアニア國の外務大臣宛新國家成立及對外方針に關する左記「ステートメント」を電報した。

滿洲國の列國に對する國家成立に關する通告文

以書翰致啓上候陳者奉天、吉林、黑龍江、熱河各省、東省特別區、蒙古各旗盟が結合して一獨立政府を組織し、一九三二年三月一日を以て中華民國より分離し「滿洲國」を創設したることを通告するの光榮を有し候。東北總省を支配したる張學良を首腦とする舊軍閥政權が、彼等の利己的利益を計り人民の福利を顧みざりしことは御承知の通に有之、官紀を紊り苛斂誅求を擅にし人民を塗炭の苦に陥らしめたるのみならず、排外を事として國交を妨げたる次第に有之候。而已ならず支那本部に於ては確固たる統一的政府なく、群雄權を争ひ同族互に殺戮し一日の平和の時も無之、茲に滿洲國人民は舊軍閥の打倒されたる機會に於て、協力一心して新なる國家を建設したる次第に有之候。滿洲國政府は法律制度を完備し、人民の生活を保證し其福利及安寧を増進するに全力を竭すこと、可致、列國との交際に當りては左記の諸原則に従ふことに決定致候。

- 一 信義を旨とし睦誼親善の精神を以て事に處し以て國際平和の維持増進を期すること

- 二 國際法規慣例に従ひ國際正義を尊重すること
 - 三 中華民國の諸外國に對して有する條約上の義務にして國際法及國際慣例に照し相續すべきものは之を繼承し誠實に履行すること
 - 四 外國人の滿洲國領域内に於て有する既得の權利を侵害することなきは勿論其生命財産を完全に保護すること
 - 五 外國人の滿洲國に來往するを歡迎し各民族には平等公正なる待遇を與ふること
 - 六 列國との通商貿易を容易ならしめ以て世界經濟の發展に貢獻すること
 - 七 諸外國人の滿洲國に於ける經濟活動に關しては廣く門戸を開放するの主義を遵守すること
- 貴國政府が以上滿洲國建設の趣旨を充分に諒解せられ、且滿洲國との間に正式に外交關係を設定せられんことを切望致候。

大同元年三月十二日

滿洲國政府外交總長 謝 介 石

〇〇國外務大臣閣下

十四日各省警備司令官外左の如き任命があつた。

各省警備司令官(中央政府の直轄たり)

- 奉 天 省 于芷山
- 吉 林 省 吉 興(延吉警備司令)
- 黑 龍 江 省 程志遠(騎兵第八旅長)
- 東省特別區長官 張景惠
- 最高法院長 林 榮(早稻田大學卒業、元江蘇高等審判長、安福派)
- 公安局長 齊 王(哲理木盟長)

又同日國務會議に於て左記事項を決定した。

- 一 國務院は吉林、黑龍江兩省及哈市特別區に對し糧食輸出不許可を電命す。

滿洲國成立の経緯と其國家機構に就て

二 警察をして白系露人の集會を禁せしむ。
 三 東支鐵道は露支舊條約破棄後更に滿露間に新條約締結を爲す、其後は交通部直轄となすも完了迄は國務院の所管とす。

四 國都長春の別名を新京と命名し、國都建設委員會を設置することゝなす。

五 滿洲國の機構

一 領域

滿洲國の領域は東北五省及一區、即ち奉天、吉林、黑龍江省、熱河、興安（コロンバイル及內蒙古）の五省並東省特別區であつて、其面積七萬七千三百十方里にして日本内地の約三倍、總面積の約一・七倍に相當してゐる。

二 國民

滿洲國の人民は滿蒙に現住する民族を以て構成し、各民族に對し平等の待遇を與ふるものである。

而して其人口は三千四百萬にして日本總人口の三割七分、内地人口の二分の一に過ぎない。

三 統治形態

二月二十五日附を以て東北行政委員會が發表した通り執政は人民に推戴され、立憲政治に據り統治すとあるから、所謂立憲制か採用された譯であるが、執政政治は憲法制定に至る迄の統治形態にして、過渡的の統治形態に過ぎないから、憲法制定の曉、國體が帝制になるか、共和制になるか將た王制を採用するかは將來に残された問題である。が何れにしても國體の決定如何にかゝはらず政治は民本主義に依りて行はるべきものにして、王道を以て基準とし、人民の安寧福利を増進する如く行はるゝことゝ信せらる。

四 統治組織

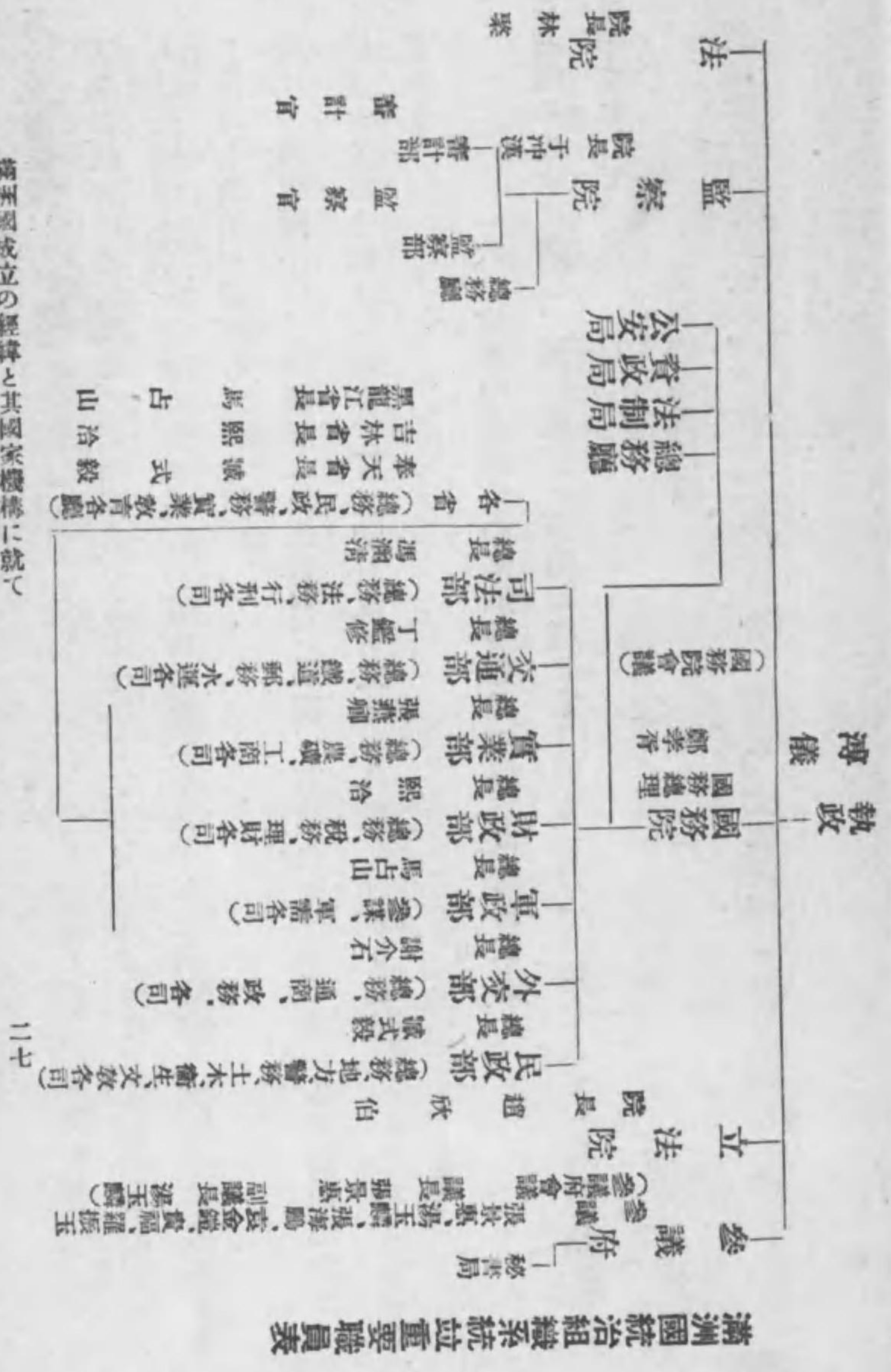
滿洲國の統治組織は、元首執政の下に國務院、立法院、監察院の三院七部制を採用し、

重要なる條約、法令、對外宣言、其他重要國務につき執政の諮詢に應ずる爲參議府を設けた。

滿洲國の行政組織は現在聯省自治の如き形態を取り、民政、軍政、財政の主要三總長は何れも省長兼任になつてゐるが、將來は省長兼任制の廢止、省の權限縮少等により各省區の權限を縮少し、漸次中央の統制力が増大せらるるものと見られてゐる。

尙注意すべきは孫文の五權憲法に基き構成された南京政府が、立法、行政、司法、監察、考試の五院制を採用せるに對して、滿洲政府は考試、司法兩院を設けず、司法關係を特別に取扱ひ、更に行政院を國務院と改稱したること、並監察院をして執政に直隸して國務院に對し獨立の地位を有せしめ、以て新政の腐敗防止につき極めて重要な權限と使命とを兼併せしめてゐる點である。

以上の組織及職員を圖示せば次の如くである。



滿洲國成立の経緯と其國家機構に就て

五 人權保障

二八

滿洲在住者は是迄軍閥の壓制誅求の爲安全なる生活を保障されてゐなかつたが、今回人權保障法(附錄第二)を發布して人民の自由及權利を保障し竝其義務を定め、全人民に對し明るき政治を誓約してゐる。

殊に人權保障法が、滿洲國人民は高利、暴利、其他あらゆる不當なる經濟的壓迫より保護せらるると云ふが如き、近代的社會的立法の色彩を有する點は見のがし得ざる新味である。

六 支那中央政府の滿洲國建設に關する對日抗議

滿洲國の成立に關し、國民政府は滿洲國建設當日即ち三月一日附を以て、駐日代理公使江華本をして、

滿洲國建設抗議

新聞紙の報道に據れば、我が國東省地方に於て獨立國組織せられたりとの趣なる處、

斯くの如き中華民國の領土を破壊するの行動は、貴國軍隊が未だ撤退せざる以前に於ては、我が國の政府は之を阻止し得ざる次第なるを以て、右に關しては貴國政府に於て完全なる責任を負ふべきものなり。將た又聯盟理事會に於ける貴國理事佐藤尙武氏の言動に徴するも、貴國が右獨立運動を援助せられ居るは明白なり。依て貴大臣に於て右様御承知相成度く、尙右に對し御回答を煩はし度し。

との趣旨の抗議を芳澤外相に送附させたが、帝國政府は慎重審議の結果、三月十九日附を以て、芳澤外相より江駐日代理公使を通じ、國民政府に對し大要左の如く反駁するところがあつた。

△帝國政府の反駁

滿洲に於ては支那正規軍の滿鐵線路破壊に端を發し、我が自衛權の發動に依て舊政權の解消を見たる次第なるが、爾後の治安維持に關しては支那民間に諸種の運動起りたる處、かゝる局地的治安維持機關の成立は、滿洲地方に於て匪賊等跳梁の現狀に際し、

滿洲國成立の経緯と其國家機構に就て

二九

同地方の治安恢復を圖り内外住民の安全を加ふるものなるに付、帝國政府の歡迎する所なるが、其後支那民衆の治安維持運動は著々奏效し、終に獨立國を樹立するに至りたることなるが、右は滿洲民衆の自發的行動にして、帝國政府は何等之に關與せず、又本邦人が之に關與することを取締り居る次第なるを以て、帝國政府としては右に關し何等の責任を執ることを得ず。將た又聯盟理事會に於て佐藤理事が新國家成立に關し日本が何等かの援助を與へたりとの來示は全然誤解に出で、帝國政府の承服し得ざるところなり、尙滿洲新國家が我が權益を尊重する限り、帝國政府は同情を以て之に臨むものなることをこゝに聲明するものなり。右回答す。

元より新滿洲國の出現は我が國が最も希望した所であり、また我が軍の行動によりて軍閥打倒、治安回復等新國家建國の基礎を作り上げたことは事實であるが、このことと新滿洲國建設そのものとは觀念的にも事實上に於ても全然別個のものであつて、滿洲國成立は右政府の聲明の如く滿洲民衆の自發的行動であることは極めて明瞭なる事實であり、

九國條約の違反でもなければ支那政府の抗議を受くべき筋合でもない。立法院長趙欣伯の聲明書(附録第三)は此間の消息を明示して居るから参考の爲収録した。

附錄第一

滿蒙新國家に對する我等の期待

(漢字紙東北日報所載
二月十五日)記事譯

五十餘團體八十六萬二千餘名

目次

一序論	三三頁
二 弊政改革と民力培養	三六
三 交通網の完成と産業の開発	四〇
四 教育の刷新と民族の醇化	四五
五 官吏の精選と善政の徹底	四九

滿蒙新國家に對する我等の期待

一序論

滿蒙民衆にとつて最も必要なるは、舊東北軍閥南京政權との腐れ縁を斷絶し、軍閥政權に誅求され財閥政權に掣肘されることなき獨立國家、滿蒙三千万民衆が樂み榮ゆべき新國家を建設することである。

新國家は須らく王道を以て統治の根本義とせられねばならぬ。我が東洋には三千年の歴史を有する固有の文化がある。その精髓をなす王道政治がある。王道とは蓋し天意を以て意とし、民心を以て心とする所の公正無私なる善政である。王道の語は古いが其の内容は世界列國に示して誇るべき政治哲學であり、千秋萬古常に新しき力を以て躍動する所の生命である。王道が政治の上に實現さるゝ時、其處には權勢もなく鬭争もなく、四海同胞等しく鼓腹擊壤して泰平を謳歌すべき理想の天地が生れるのであ

る。

過去二十年、我が滿蒙の地は軍權に依つて統治された。覇者に依て桎梏を加へられた。彼が汲々として努むる所は一人の榮華であり一家の權力である。その爲めには苛斂誅求も不義非道も意とする所ではない。民の産業を滅すも生命を奪ふも敢て顧みる所ではない。

之を過去の事實に見よ。張作霖執權の初、王永江が財政の整理を行ひ剩餘五千萬元の巨額を得、年五歩の利息を以て官銀號に預金したことを人々は記憶するであらう。王永江の意思が實現される事によつて省財政の基礎は鞏固となり、惡税の廢止と産業の開發と並び行はれ、民衆の福利は著々増すべしと我等は期待したのである。然るに一人一家の事より他に顧慮する所なき張作霖は、威を關内に振はんとしてたゞ武備に專念し、周圍の勸告と民衆の期待とを無視し、彼を諫止して熄まざる王永江、于沖漢等を退けて、遂に今日に見る如き不必要に龐大なる兵工廠を築上げた。數次の奉直戰、

奉郭戰、兵工廠の擴張、軍隊の整備、すべて民福とは關係なき、否民福を阻害すべき企に、民福の爲に積まれた五千萬元は消費し盡されたのみならず、奉天票濫發の結果は遂に三千萬民衆をして紙屑同様の紙幣を擁いて、薪米の資に窮するの憂目を見せたのである。張作霖逝いて其子學良が繼いだが其暴政に變りはない。暴政に抗すべき何等の力をも持たぬ民衆の困窮にも亦變りがない。天道是か非か、吾人は久しきに互つて此歎を繰返して來たものである。

さり乍ら、今にして思ふ、天は萬物を照鑑して違ふことはない。霸道如何に榮ゆるとも一時である。不義如何に横行すともそれも一時である。天は必ず義人を起たしめて邪を破り正を顯はし以て民衆を救ふ。まことに千古の歴史が之を示し、眼前の事實が之を證して居る。善隣日本の蹶起に遭うて霸道政治の惡魔は忽然として滅びた。今や絶好の機會である。滿蒙民衆甦生の時、王道政治確立の秋、方に臻れりである。願望すれば茫々たる東北の天地、天然の恩澤豊かにして其土壤は肥え其埋藏資源亦極

めて饒い。統治宜しきを得、開拓法に叶はば繁榮期して待つべく、樂土の成就亦必ずしも困難ならざるを想はしめられるのである。而して軍閥に頼つて善政を冀ふは猶木に縁りて魚を求むるの愚にも等しい。方途は只一つ、新王家の建設あるのみである。之を措いて民福を全うする途はない。之を措いて所謂「順天應人」の義に叶ふ途はない。是こそ東洋平和確立に貢獻する唯一の方策である。何れの見地からするも批難妨害さるべき筋合はない。否滿天下の同感と支援とを博するに相應しきことを確信するものである。

二 弊政改革と民力培養

輝かしき希望と共に新國家の黎明は將に到らんとして居る。甦生の氣は東北四省に遍く漲つて居る。民族協和の大精神は限なく光被して居る。茲には漢民族も、滿蒙民族も、朝鮮民族も、日本民族もない。東亞の諸民族が相和し相扶けて理想國創建に寄與貢獻すべきことがある丈けである。素晴らしい大業ではないか。だが古き土臺の上に

新しき國家を築くことは出来ない。我等の仕事の最初に来るべきものは、累積せる糞土の一扫でなければならぬ。弊政改革こそは第一要件である、一新されたる基礎の上に、東亞民族の明確なる民意の上に、理想の新國家は打ち建てられねばならぬ。

弊政の根幹は所謂軍閥政治である。軍閥の私闘の爲に、如何に東北四省の貴重なる金銀、民衆三千萬の膏血が搾取され浪費されたかは今更云ふ必要もない。併し四省財政に於て歳入の八、九割が軍事費に投せられ、殘額約一割餘が官公吏の人件費に充當せられ、民利民福の爲に費さるべき事業として、計上さるべきものが殆んど皆無であつたといふ如き事實は、之を聞く者をして啞然たらしめずには措かぬであらう。而も舊軍閥治下の財政を仔細に點檢するならば、公然と計上されざる巨額の軍事費が発見されるのである、而してその總てが張家の權力擴張と内争との爲に用ひ盡されたとは何たる濫費、何たる不都合であらう。弊政は其のみではない。舊軍閥は巨額なる軍事費の徵發に依つて民力を極端に疲弊せしめて尙且つ飽足らず、盛に不換紙幣の濫發を行

ひ、官銀號及官商を利用して私利を營み、民力の愈、枯渴するを顧みなかつた。その結果として現に滿蒙は全く破産の状態に類して居る。

新國家の善政の第一歩は正に此軍事費の廢止であらねばならぬ。より單的に云へば兵を養はざることであらねばならぬ。此問題の詳説は後に譲るとして、之に續いて不當課税其他一切の惡税が廢止されねばならぬ。一日も速に財政の整理立直しが行はれ、金融の基礎が確立せられねばならぬ。行政も勿論改革されねばならぬ。冗費の節約、官紀の肅正、舉げ來れば限がないが、要するに舊軍閥が放任して顧みざりし幾多の不合理を矯正し、又其私利私慾を恣にせんが爲に設けたる全ての制約拘束を撤去し、以て民をして自由に且つ充分に其驥足を伸さしむべく努められねばならぬ。根本的に民力を培養すべく有効適切なる方策が行はれねばならぬ。

民力培養の積極的方策は別に之を述ぶることとし、弊政改革に關聯して考ふべき一事がある。其は舊軍閥の濫費浪費は其目的の不正に基くこと勿論であるが、他面國家會

計の嚴正公正なる監督機關の缺如に基くものと見ねばならぬ。國家は公器である。我等の新國家に於てはどうしても審計院の制度を創設し、財政の刷新と相並行して會計收支の嚴肅を保持しなくてはならぬ。然らずんば舊軍閥治下に於ける兵工廠を始めとし、各省各務に於て見たる如き醜態を繰返すことにならうも知れぬ。其結果として年額數百千萬元が無意味に消去ることにならうも計り難い。加之會計制度の弛緩よりして官吏の腐敗、批政の續出等、幾多の害惡が誘發されるのである。

最後に我等は更に一事の附加すべきものあるを覺ゆる。そは改革は餘りに急激にすべからずと云ふ一事である。東北に於ける文化の度は遺憾ながら極めて低い。此民に向つて一足飛びに高遠なる理想を強ふることは不可能である。例へば地方自治制の施行の如きに就いても、各地方の人情風俗習慣等を參酌して漸次に進んで行くことにされねばならぬ、陋習打破に就いても地方的に特殊の考慮が拂はれねばならぬ。昔者、王安石の新法が失敗に終つた所以は、目的理想に於て誤れるが故ではなく、其手段方法

餘りに理論に奔り急激に流れた故である。局に當る者此事を考ふるならば、思ふに大過なきに庶いであらう。

三 交通網の完成と産業の開発

民力培養の方途多々ありと雖、最大急務は交通網の完成である。而して大陸に於ける交通の大宗は鐵道である。交通を血管に譬ふるならば鐵道は國家の大動脈である。舊軍閥はこの大義を知らぬ。所謂利權恢復の虛名の下に民利を忘れてゐた。或は滿鐵に對して不當なる人爲的競争を試み、或は日本の協力による經濟鐵道の敷設を阻止し、經濟的開發の具たる鐵道の使命を無視して軍事鐵道の完成を急とし、日本との間に屢々紛争を惹起したのであつた。併し今や夫等一切の問題は消滅した筈である。東北軍閥の崩壊によつて鐵道が其本來の面目を發揮すべき時が來たのである。日本は滿蒙に於て私利を營むものではない。我等は日本との協力によつて昔日の競争鐵道を完全なる協調下にあらしめねばならぬ。從來の軍事鐵道を一變し、純然たる經濟鐵道として充

分其機能を發揮せしめねばならぬ。更に緩急に應じて必要なる新線を敷設し、以て鐵道網へと歩一歩進まねばならぬ。斯くて滿蒙の開發は其前途に光明を見出すのである。

鐵道網と相俟つて考慮すべきは勿論道路網である。曾て王永江が省長たりし時道路行政に著目し、縣道里道の區分を立て、二千萬元以下を支出して成績の見るべきものがあつたのであるが、其後の軍權政治は道路建設費を悉く軍費に蕩盡して、切角の事業を挫折させてしまつた。従つて我が滿蒙には今日尙道路らしき道路を持たぬ慘めさであり、此交通の不備は惹いて産業をして與らしめず、文化をして榮えしめずといふ結果を來して居る、新政に當つては系統ある道路の網が計畫されねばならぬ。舊來の車馬道もさることながら、特に自動車を通じて貨客の運搬に當るべき新式道路の建設が計畫されねばならぬ。世は駁々として進みつゝある。何時までも古來の馬車に頼つて満足して居るべきではない。

なほ、大陸交通に於て航空のことを忘れてはならぬ。航空機は現代に於ては既に一般化された交通機關であるが故に、我等も十分に此文明の利器を利用すべく航空路の開設を急ぐ必要がある。且又滿洲に於て重大なる他位を占める河川を改修し、水路を開拓することが必要である。否そのすべてが一定の計畫統制の下に進行されることが必要である。斯くて舊來の僻地は初めて新時代の空氣を呼吸することとなり、産業各地に榮ゆるに至るであらう。而して又教育の普及警察制度の完備と相俟つて、不名譽なる滿洲名物馬賊土匪の類も、次第に其跡を絶つに至るであらう。如之此新土木事業は莫大なる副次的利益を伴ふであらう。其實行に際しては巨多の勞力を要し、積年の惡政に疲弊困憊せる無數の失業群に其仕事を與へ、其衣食を給することになるからである。

交通網の完成に亞いで必要なるは資源の開発である。滿蒙は寔に博物地大である。大豆を大宗とする農業特産物、畜産、林産は謂ふ迄もなく、鐵石炭等の埋藏資源は殆ど

無盡藏の觀をなす。而も開發されざる天然資源は寶の持ち腐れである。寶を死藏して何の國權ぞや。軍閥去つて滿蒙の寶庫は初めて其價値を發揮する機會を得たのである。寶庫を開くの鍵は新國家の手中にある。新國家は金なければも富みたりと云ふことが出来る。

先づ第一に鐵石炭を基礎とする重工業を興すのである。特産物加工を中心として化學工業を盛にするのである。農業牧畜の改良を行ふて其收益を數倍加するのである。耕地の整理、未墾地の開拓を行ふて又其收益を數倍加するのである。林政に意を用ひて合理的伐採の途を講ずると共に、大いに植林を奨勵して滿蒙の山野に綠を期するのである。夫等の具體的方策は他日に譲るべきであるが、茲に最も必要とするは此等の産業の上に、新國家が理想的管制を行ふことである。其によつて分配の公正を期し、一部者の壟斷を許さるべく計畫することである、滿蒙の資源を滿蒙の民衆と結び、滿蒙の埋寶を民衆の共榮の爲に利用することである。

交通開け産業興り分配の公正を得て、尙且民力の充實せられざる道理はない。而も交通の完成と産業の勃興とは大事業である。巨額の資本を要し、大規模の組織を要し、精練なる技術を要する。此三者が揃つて初めて可能である。僅に舊軍閥の羈絆を脱したるのみにして積年の瘡痍未だ癒へざる新國家の能力を以て、之を達成し能はざるは餘りにも明白である。幸なる哉、我等には善隣であり友邦である所の日本がある。彼は東亞永久の平和と人道との爲に犠牲を惜まない者である。彼は信義を尊ぶ者でもある。我等は安んじて此友邦と結び、此善隣に頼つて然るべきである。勿論他の友邦の投資を拒む意思はない。諸外國の資本と組織と技術と人とを借ることを希望するものである。直接に利益するものは勿論東北三千萬の生民であるけれども、我國土と離るべからざる利害關係に在る日本に取りても亦それは間接の利益であるべきである。從て日本は我等の希望に對して快く應じてくれるであらうことを信するのである。三千年の歴史を通じて東洋文化の大理想たる王道は茲に於て初めて具體化される。民

意の具現、民福の達成、之を措いて王道はない。王道は實に利用厚生であり、公平なる經濟的繁榮の享受である。衣食既に足る。教育宜しきを得さへすれば徳風の興るまを期して俟つべしである。

四 教育の刷新と民族の醇化

國家の完成は専ら教育に俟つ。曾て維新日本に於て、現に蘇露聯邦、伊太利、智古等の新興諸國に於て、最も其意を致され、又現に致されつゝあるものは第二國民の教育である。我が新國家に於ても亦、教育制度並教育理想の問題こそ眞に重大眼目であらねばならぬ。

今日世界列國中、教育最も普及せざる國の一つは支那である。現に國民の八九割は無學文盲である。舊東北政權は教育の普及に對して全然無關心であつた譯ではない。而も國費の大部分が軍事に消費されたと、國民黨部の誤れる教育方針とに禍されて、殆ど有名無實の教育に墮し去つたのである。正しく云へば舊東北の教育は實に教育で

なくして宣傳であつたのである。

新國家の教育は之を三つに分けて考へることを要する。其第一は全く實用的教育である。即ち明治維新直後の日本が試みたる如き専門家の養成である。新國家に取り敢へず必要なる行政官吏、教師、各種技術家等の急速なる養成である。就中急を要すべきもの、一例は初等中等教員の養成であり、其爲の機關が設立されることを必要とするであらう。舊東北大學の如きも復活し改造し、優れたる學者實際家を外國より招聘して速成教育を行ひつゝ、一方に於て學術研究の最高機關としての眞の大學を實現すべく努むべきである。

第二は國民教育の普及である。其根本をなすは教育目標、教育理想を奈邊に定むべきかの問題である。舊東北の教育は徒らに排外思想の鼓吹にのみ走つた。新國家の大理想は民族協和である。然らば新國家の教育も、此理想に向つて進まねばならぬ。偏狹なる國家主義に禍せらるゝことなく、我等祖先傳來の文化的理想たる絶對平和主義、

四海同胞主義の實現を目標として進まねばならぬ。殊に普通教育に於ては我等と同一思想によつて育まれ、我等の新國家と不可分の關係に立ち、其制度文物を輸入するに最も便利なる日本に對する感情的疎隔、舊來の排日教育が造出した深き溝を取除くことに努めねばならぬ。而して國民教育に外國語を課する場合は英獨佛等に先だつて日本語を教へ、日本語を通じて直接に簡便に日本の文物を攝取する事にし度いと思ふ」

第三は成人教育の普及である。新國家の將來は第二國民の教育に其望を繋げるのであるが、而かも新國家は現に眼前に其理想生活の呼吸を始めて居るのである。従て現在の國民たる成人に對して、普く新國家の理想國是を徹底せしめねばならぬ。之が爲には圖書、新聞、講演、幻燈、映畫等あらゆる手段方法を用ひて急速に教育せねばならぬ。其智能を啓發すると同時に、國民生活の實際的指導を行はねばならぬのであるが、民度低くして文字を解するもの鮮きこと、耳から聞くこと、之を傳播することに慣れて居ること等を思ひ合するならば、自ら有效適切なる方法は發見される筈であ

る。

最後に初等並中等教育上教師の問題と共に最も重要な要素となるは教科書である。然るに舊來の教科書は前述の如く偏狹極まる排外的教材によつて汚されてゐる。この汚されたる教科書を以て、小國民を毒するは我新國家に於て許すべきではない。取り敢へず之を廢止するは勿論、速かに教科書を編纂し、新國家の理想によりて清新なる教育を普及せしむべく努めねばならぬ。

思ふに新國家は所謂社會主義國家ではない。民福を完ふする爲めに諸種の社會政策と社會教育とに頼らねばならぬ事は勿論ではあるが、夫れも民情を顧みることなくして徒らに歐米の風を模倣すべきではない。飽く迄民俗に即し其弊を改め、其長を助くることを以て主眼となすべきである。而して我が習俗中最も害惡をなすは賭博と吸咽であり、最も嗤ふべきは迷信の流行であり、最も唾棄すべきは偽善と虚禮である。我等は教育の力によつて此陋習を速かに打破しなくてはならぬ。所謂「面子」の尊重の如

きも、苟も人格者として必要ではあるが、度を過ぎ極端に走ると假面の面子となる。民俗は醇朴を以て尊しとする。一切の虚俗は斷乎として排撃すべきである。冠婚葬祭に於ける冗費の如き、交際の美名の下にする無意義な宴樂の如き又其度に適はしむべきである。

救濟的社會施設としては、古來行はれ來つた養老救貧等を徹底せしむると共に、新國家は國民生活の向上充實に對する直接の責任者として、防貧、救貧、社會保險等の近代的施設經營にまで進まねばならぬ。又大いに公衆衛生的施設を行ひ、國民一般に保健衛生の思想を普及せしめねばならぬ。

要之學校教育と社會施設と相俟つて民族は改まり民度は高まるものであるが故に、我が新國家に於ては其兩面の充實に等しく努力がなされる事を希望するものである。

五 官吏の精選と善政の徹底

善政は有能廉直の士によつて初めて其實行を可能とする。新政に當るべき者の選拔登

用その宜しきを失する時は、折角の新政も必ず畫餅に歸するであらう。

貪官汚吏は最大の害悪である。彼等は情實と賄路とを以て官を購ひ、賄路と誅求とを以て産を造り、己の好きざる者、己より賢なる者を妬忌排擠して以て權勢利福を求むる外、一念國家の存亡國民の休戚に及ぶ者ではない。敢て古きを云はずとも、中華民國の建設以來二十年にして黨争排擠其極に達し、軋轢暗殺誅求相踵ぎ、民衆曾て塗炭の苦を脱し得ざる所以は實に政局に當る者が劣惡にして、恬として自ら省みることを知らざるに因るのである。又敢て遠きを求めずとも、舊東北軍閥の治下、良心もなく節操もなき白面の執袴子の下に於て、因縁情實を以て用ひらるゝ凡庸姦惡の徒輩が、思ふ儘に跳梁する有様を我等は見た。其結果として秕政暴壓の限に我等は泣かされた。もう懲り／＼である。我が新政に於ては斯くの如き徒輩の跳梁ある餘地を存してはならぬ。新政は正義に立ち民福に基く。官吏は新政の實行に當る者である。新政を實行するに相應しき者でなくてはならぬ。我等が政治的に東北軍閥、中國政權と斷絶する

が如く其登庸する官吏に於ても亦、從來東北に見たるが如き、現に中國に見つゝあるが如き貪官汚吏とも亦斷然として絶縁せねばならぬ。

新國家が第一著手としてなさねばならぬことは治安の維持、換言すれば警察制度の完備であるが、其根本の問題は實に警察官吏の素質を一新することであると思ふ。直接民衆に接して其生命財産を保護する者の良否は、直に民衆にとつて新政批判の材料となるからである。從來東北の巡警を見るに、入りては軍兵出でゝは巡警、再轉すれば匪賊となるといふ風で、絶へず其姿を變へつゝ常に民衆の毒となつたものである。此如き徒輩を採用したのでは、如何に制度を完備しても其實蹟を擧げることが絶對に不可能である。

昔者、曾國藩が長髮賊の大亂を鎮定したる所以を考ふるに、一に保甲制度の妙用と、之に採用する者の素質を精選したことにある。彼は兵籍にあつた者の加入を拒否し、醇朴剛毅なる農村出身の壯丁を以て保甲團を訓練編成したのである。かくて彼等は曾

國藩の命の儘に行動最も果敢嚴正、終に六百五十縣を領した長髮賊を掃蕩し得たのである。此事實は我等の爲めに學ばねばならぬことで、新政に採用さるゝ巡警も、軍閥治下の惡風と都會の弊風とに染まぬ地方壯丁を訓練して之に充て、之に給するに相當の俸給を以てし、且其努力に従つて將來立身の機會を與へ、以て邪路に迷はぬ如く指導することが必要である。

古語に曰ふ、衣食足つて禮節を知ると。衣食足つて尙且盜んで喰はんとする者は少い。所謂貪官汚吏なる者が存在するのも反面に於て制度の罪を考へねばならぬ。例之、東北從來の巡警の給料を見るに月額大洋八元である。これで食つて働け、妻子も養へと言ふところに無理がありはしないか。極端に云へは少々の悪い事位やつても仕方がないと黙認したも同然ではないか。上級の官吏に於ても亦同様である。例之、遼陽縣の如き一等縣でも、知事の俸給は月額大洋三百六十元に過ぎぬ。而かも舊軍閥の治下に於て、此等大小の官吏は軍費の不足を補ふ爲めに更に三割五割の減額を受けて居たの

である。之では食ふことさへ困難である。充分なる仕事をせよと望むことは不可能である。而かも食ふことさへ困難と思はれる知事が、年額數萬元の私財を蓄へる始末である。清朝の治下に於ては「三年の清知府十萬の雪花銀」なる言が行はれた。制度の弊と人間の弱點とが重り合ふ時に、斯る怪現象が生ずるのである。

我等は茲に於て廣く廉直有能の士を簡拔するの必要を痛感すると同時に、俸給令を定めて官吏をして衣食の憂なからしむるの必要を認むるのである。其給與をして少くとも幾分の餘裕を生せしめ、又殉務手當、退職慰勞金等の規定を設けて、安んじて其職責に専念せしむべき方法を講じ、他面綱紀の振肅を圖り、信賞必罰苟も不正を看過せぬといふ原則を確立せねばならぬ。恩威並び行はるゝは政治の要訣である。深刻に浸透せる積年の惡風を除去せんとする新政は、須らく此點に重大の關心をもたねばならぬ。

以上吏其人を得、制度其宜しきを得るならば、平和と繁榮とは期して待つべきであ

奉天電報總局代表
 萬國同盟紅十字會理事長
 奉天同善會勸戒長
 奉天龍華佛教會代表
 奉天士紳
 東北國民公會代表
 奉天同善共進社代表
 滿洲日本法政留學聯歡社代表
 東北職業同志會代表
 奉天士紳
 奉天農務會代表
 道德研究會代表

安 楊 海 曾 李 馬 夢 余 辜 史 赴 姚
 懷 德 理 憲 午 欽 山 愚 堅 文 子 春
 之 祿 清 廷 亭 麟 人 仙 定 會 伊 如
 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印
 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印
 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印
 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印
 五六

東北日報社代表
 奉天教育會代表
 奉天工務會代表
 奉天林業代表
 外各團體會員份子共計八十六萬二千餘名

寶 王 邢 馬
 瑞 之 福 德
 亭 九 順 義
 印 印 印 印

滿蒙新國家に對する我等の期待

附錄第二

滿洲國の基礎諸法令

三月十一日 執政府發表

目次

一 政府組織法	五九頁
二 人權保障法	六四
三 國務院官制	六六
四 監察院官制	七二
五 參議府官制	七六
六 省公署官制	七八
七 國務院各部官制	八三

一 政府組織法

第一章 政 府

- 第一條 執政は滿洲國を統治す
- 第二條 執政は滿洲國を代表す
- 第三條 執政は全人民に對し責任を負ふ
- 第四條 執政は全人民之を推舉す (日本主權)
- 第五條 執政は立法院により立法權を行ふ
- 第六條 執政は國務院を統督し行政權を行ふ
- 第七條 執政は法律により法院をして司法權を行はしむ
- 第八條 執政は公共の安寧福利を維持増進し又は法律を執行するため命令を發し又は發せしむ、但命令を以て法律を變更するを得ず

第九條 執政は公安を維持し又は非常の災害を防遏するため立法院を召集すること、召集することを得ざる場合に於ては法律と同一の效力ある緊急教令を發することを得

但此教令は次の會期に於て立法院に報告すべし

第十條 執政は官制を定め官吏を任免し及其俸給を定む但本法其他の法律により特に定められたるものは此限りにあらず

第十一條 執政は宣戰講和及條約締結の權を有す

第十二條 執政は陸海空軍を統率す

第十三條 執政は大赦、特赦、減刑及復權を命す

第二章 參議府

第十四條 參議府は參議を以て之を組織す

第十五條 參議府は左の事項につき執政の諮詢を待つて其意見を提出す

一 法律

二 教令

三 豫算

四 列國交渉の條約、約束並執政の名に於て行ふ對外宣言

五 重要なる官吏の任免

六 其他の重要なる國務

第十六條 參議府は重要なる國務に關し執政に意見を提出することを得

第三章 立法院

第十七條 立法院の組織は別に法律の定むるところによる

第十八條 總て法律案及豫算案は立法院の翼贊を得ることを要す

第十九條 立法院は國務に關し國務院に建議することを得

第二十條 立法院は人民の請願を受理することを得

第二十一條 立法院は執政毎年之れを召集す

常會の會期は一ヶ月とす但必要ある場合執政は之を延長することを得

第二十二條 立法院は總議員三分の一以上出席するにあらざれば開會することを得ず

第二十三條 立法院の議事は出席議員の過半数を以て之を決す可否同數なる時は議長の

決する所による

第二十四條 立法院の會議は之を公開す、但國務院の要求又は立法院の決議により秘密

會議とすることを得

第二十五條 立法院の議決せる法律案及豫算案は執政之を裁可し公布施行せしむ

立法院法律案又は豫算案を否決せる時は執政は理由を示して之を再議に附し尙改めざ

る時は參議府に諮りて其可否を採決す

第二十六條 立法院議員は院内に於ける言論及表決に關し院外に於いて責任を負ふことなし

第四章 國務院

第二十七條 國務院は執政の命を受け諸般の行政を掌理す

第二十八條 國務院に民政、外交、軍政、財務、實業、交通、司法の各部を置く

第二十九條 國務院に國務總理、各部に總長を置く

第三十條 國務院總理及各部總長は何時たりとも立法院會議に出席し及發言することを得、但表決に加はることを得ず

第三十一條 法律、教令及國務に關する教書は國務總理之に副署す

第五章 法院

第三十二條 法院は法律により民事、刑事及訴狀を審判す但行政訴訟其他特別訴訟に關しては別に法律を以て之を定む

第三十三條 法官の資格は法律を以て之を定む

第三十四條 法官は獨立して其職務を行ふ

第三十五條 法官は刑事又は懲戒裁判によるの外其職を免せらるゝことなし、又其意に

反して停職轉官轉署減俸せらるゝことなし

第三十六條 法院の對審判決は之を公開す、但安寧秩序又は風俗を害する恐れある時は法律により法院の決議を以て公開を停止することを得

第六章 監察院

第三十七條 監察院は監察及審計を行ふ監察院組織及職務に關しては法律を以てこれを定む

第三十八條 監察官及び審計官を置く

第三十九條 監察官及び審計官は刑事裁判若は懲戒處分によるにあらざれば其職を免せられることなし又其意に反して停職轉官減俸せらるゝことなし

二 人權保障法

全人民の信任に依り滿洲國の統治を行ふ執政は戰時若くは非常事變の際を除くの外左

記各項に準據して人民の自由及權利を保障し並義務を定むべきことを全人民に對して誓約す

第一條 滿洲國人民は身體の自由を侵害せらるゝことなし、公の權力による制限は法律の定むるところによる

第二條 滿洲國人民は財産權を侵害せらるゝことなし公益上必要による制限は法律の定むるところによる

第三條 滿洲國人民は種族宗教の如何を問はずすべて國家の平等なる保護を享く

第四條 滿洲國人民は法律の定むるところにより國又は地方團體の公務に參與するの權利を有す

第五條 滿洲國人民は法令の定むるところにより均しく官公吏に任せらるゝ權利を有し其他の名譽職に就任するの義務を負ふ

第六條 滿洲國人民は法令の定むる手續に従ひ請願をなすことを得

第七條 滿洲國人民は法律の定めたる法官の裁判を受くるの権利を有す

第八條 滿洲國人民は行政官署の違法處分により權利を侵害せられたる場合に於ては法律の定むるところに従ひ之が救活を請求することを得

第九條 滿洲國人民は法令によるにあらざれば如何なる名義に於ても課税懲發罰款を命せらるゝことなし

第十條 滿洲國人民は公益に反せざる限り共同の組織により其經濟上の利益を保護増進することを得

第十一條 滿洲國人民は高利、暴利其他あらゆる不當なる經濟的壓迫より保護せらる

第十二條 滿洲國人民は均しく國又は地方團體の公費による各種の施設を享有する權利を有す

三 國務院官制

第一條 國務總理は執政の命を受け各部總長を指揮監督し、國家行政の機務を處理し其責に任ず、國務總理故障ある時は總長の一人命を受け其事務を代理す

第二條 國務總理は其職權又は特別の委任により任免を發することを得

第三條 國務總理は必須と認むる時は各部總長の任免又は處分を停止し若は取消すことを得

第四條 國務總理は處部の官吏を監督し其任免進退及賞罰につき執政に奏請し、委任官以下はこれを專行す

第五條 行政事務の連絡統一を圖り以て全局の平衡を維持するため國務院會議を設く、國務院會議は國務總理之を主宰し各部總長、總務廳長、法制局長、公安局長、資政局長及其命を命けたる者を以て之を組織す

第六條 左の各件は國務院會議を経ることを要す

- 一 法律、敕令及豫算

二 外國條約及重要涉外案件

三 各部間の主管権限の争議

四 豫算外の支出

五 其他重要な國務

第七條 國務院各部總長は國務總理の命を受け其主管事務を處理す各部の官制は別に之を定む

第八條 國務總理は部内の機密、人事、主計、及需要に關する事項を直宰し總務廳を置き之を處理せしむ

第九條 總務廳に左の職員を置く

廳長(特任)

秘書官(薦任)

理事官(簡任)

技師(簡任若は薦任)

事務官(薦任)

屬官(委任)

第十條 廳長は國務總理の命を受け處部の官吏を指揮監督し廳務を處理す

第十一條 秘書官は機密事項及特に命せられたる事項を掌る

理事官及技師は總長の命を受け所管の事務及技術を掌る

事務官は上官の命を受け事務を掌る

屬官は上官の指揮を受け事務に従事す

第十二條 總務廳に左の支處を設く

處に處長を置き理事官を以て之に充つ

秘書處

人事處

主計處

需要處

第十三條 秘書處に於ては左の事項を管掌す

- 一 機密に屬する事項
 - 二 法令教令教書及院令の公布に關する事項
 - 三 官印の管守に關する事項
 - 四 公文書收發に關する事項
 - 五 刊行物の發行に關する事項
 - 六 會計及庶務に關する事項
- 第十四條 人事處に於ては左の事項を管掌す
- 一 官吏の任免進退及身分に關する事項
 - 二 官吏の紀律及賞罰に關する事項

三 官吏の給與及恩給に關する事項

四 議員選任に關する事項

第十五條 主計處に於ては左の事項を管掌す

- 一 總括豫算及總括決算に關する事項
- 二 特別會計の豫算及決算に關する事項
- 三 國債に關する事項
- 四 收支の課目に關する事項

第十六條 需要處に於ては左の事項を管掌す

- 一 營繕に關する事項
- 二 用度に關する事項

第十七條 各處の分課規定は總務廳長之を定む

四 監察院官制

第一條 監察院は執政に直隸し、國務院に對し獨立の地位を有す

第二條 監察院に左の職員を置く

院長(特任)

監察官(簡任若は薦任)

審計官(簡任若は薦任)

祕書官(簡任若は薦任)

事務官(薦任)

屬官(委任)

第三條 院長は處部の官吏を指揮監督し、院務を總理す院長事故あるときは部長の一人命を承け其職務を代理す

第四條 院長は薦任官以上の進退及賞罰につき國務總理を経て執政に奏薦し、委任官以下はこれを專行す

第五條 監察官は院長の命を承け監察を掌る

審計官は院長の命を承け、審計を掌る

祕書官は院長の命を承け、機密事項及特に命せられた事項を掌る

事務官は上官の命を承け事務を掌る

屬官は上官の指揮を受け事務に従事す

第六條 監察院に總務處及び左の二部を置く

監察部

審計部

第七條 總務處に於ては左の事項を管掌す

一 機密に屬する事項

- 二 官印の管守に關する事項
- 三 人事に關する事項
- 四 文書及統計に關する事項
- 五 會計及庶務に關する事項

第八條 總務處に處長を置く、秘書官を以て之に充つ、處長は院長の命を承け處部の官吏を指揮監督し、所管の事務を管理す

第九條 監察部に於ては左の事項を管掌す但審計部の所管に屬するものを除く

- 一 各官廳の違法若は不當の處分に關する監察
- 二 官吏の非違に對する監察

第十條 監察部に部長を置く、監察長を以て之に充つ

部長は院長の命を承け部務を掌理す

第十一條 審計部に於ては左の事項を管掌す

- 一 各官廳の豫算執行の監督
- 二 各官廳の收支及決算の検査
- 三 各官廳の金錢有價證券及物品の検査
- 四 各官廳のため銀行の取扱ふ現金及有價證券の出納に關する検査
- 五 法令により特に定められたる公私團體の會計検査
- 六 官吏の會計上の非違に對する監察

第十二條 審計部に部長を置く、審計官を以て之に充つ

部長は院長の命を承け部長を掌理す

第十三條 監察報告書及審計報告書は部會議に於て之を確定し監察院長より執政に提出す

第十四條 監察若は審計の結果に基き行政官廳は違法若は不當の處分に就きて、是正を要するものありとせらるゝときは監察院長が各部の會議、各決議により國務總理に對す



し意見書を送附し及其處置につき國務總理の報告を求むることを得

第十五條 審計の結果に基き當該官吏に於て賠償の責にありとせらるゝ者あるときは監察院長は審計部會議の決議により、其責を制定し國務總理に移牒して執行せしむ

第十六條 監察若は審計の結果に基き官吏の懲戒を要する者ありとせらるゝときは監察院長は各部會議の決議により官吏懲戒委員會に對し、懲戒を要求することを得

第十七條 監察院長は隨時審計及監察の成績に基き執政に意見を上申し法律又は行政上の改正を必要とすべき事項ありと認むるときは合せて上申することを得

第十八條 監察院の職務執行に關する細則は敕令を以て之を定む

五 參議府官制

第一條 參議府は參議〇人を以て之を組織す

第二條 參議府に議長及副議長各一人を置き參議中より執政之を命ず

議長は參議府の事務を統治し參議府より發する公文書に署名す副議長は議長を輔佐し議長故障あるときは此職務を行ふ

議長副議長共に故障あるときは參議の一人命を承け議長の職務を代理す

第三條 參議府の意見は參議府會議により之を決す

第四條 參議府會議は參議過半数出席するにあらざれば開會することを得ず

第五條 參議府會議の議事は出席參議の多数決により可否同數なるときは議長の決するところによる

第六條 議長は會議に關し必要ある場合は國務總理各部總長及監察院長または其代理者を其會議に出席せしめ意見を陳べしむることを得

第七條 議長は必要により參議中より審査委員を任命し特別の事項に關しては審査せしむることを得

第八條 參議府に秘書局を設け左の職員を置く

局長（簡任）

秘書官（簡任若は薦任）

屬官（委任）

第九條 局長は議長の命を承け常務を監理す、秘書官は局長の命を承け事務を掌す、屬官は上官の指揮を承け事務に従事す

第十條 議長は秘書官長、秘書官の進退及賞罰につき國務總理を経て執政に奏薦し委任官以下はこれを専行す

六 省公署官制

第一條 各省（興安省を除く）に省公署を置く

第二條 省公署に左の職員を置く

省長（特任）、廳長（簡任）、秘書官（薦任）、技師（簡任若は薦任）、事務官（薦任）、警視

（薦任）、視學（薦任）、警佐（委任）、屬官（委任）

第三條 省長は國務總理及各部總長の指揮監督を承け法令を執行し省内の行政事務を管理し處部の管理を指揮監督す

省長は薦任官以上の進退及賞罰につき國務總理に上申し委任官以下は之を専行す

第四條 省長は省内行政事務に對し職權又は特別の委任に依り省令を發することを得

第五條 省長は職權又は特別の委任に依り縣長を指揮監督す省長は縣長の命令又は處分にして成規に違ひ公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは其命令又は處分を取消し若は停止することを得

第六條 省長は安寧秩序を保持する爲兵力を要するときは之を國務總理に具狀すべし、

但非常急變の場合に對しては地方駐在軍隊の司令官に出兵を要求することを得

第七條 廳長は省長の命を承け部下の官吏を指揮監督し事務を分掌す
技師は上官の命を承け技術を掌る

事務官は上官の命を承け事務を掌る、警視は上官の命を承け警察及衛生事務を掌り部下の警佐を指揮監督す

視學は上官の指揮を承け學事の視察其他教育に關する事務に従事す

警佐は上官の指揮を承け警務に従事す

屬官は上官の指揮を受け事務に従事す

第八條 省公署に左の各廳を置く

- 一 總務廳
- 二 民政廳
- 三 警務廳
- 四 實業廳
- 五 教育廳

第九條 總務廳に於ては左の事項を管掌す

- 一 機密に關する事項
- 二 人事に關する事項
- 三 文書及統計に關する事項
- 四 官印の管守に關する事項
- 五 會計に關する事項
- 六 他の廳に屬せざる事項

第十六條 民政廳に於ては左の事項を管掌す

- 一 自治行政の監督に關する事項
- 二 土木に關する事項
- 三 賑災及救恤に關する事項
- 四 官有財産の管理に關する事項
- 五 土地に關する事項

六 其他他廳の所管に屬せざる一般行政事項

第十一條 警務廳に於ては左の事項を管掌す

- 一 警察に關する事項
- 二 衛生に關する事項
- 三 禁煙に關する事項
- 四 爭議の調停に關する事項

第十二條 實業廳に於ては左の事項を管掌す

- 一 農工商森林礦山及水産に關する事項
- 二 官營事業の管理に關する事項
- 三 荒地、開墾及植民に關する事項
- 四 農田及水利の整治に關する事項
- 五 度量衡に關する事項

第十三條 教育廳に於ては左の事項を管掌す

- 一 教育及學藝に關する事項
- 二 禮俗及宗教に關する事項

第十四條 警務廳長は警察事務の執行に關し省長の命を承け省内の警察官吏を指揮監督す

第十五條 各省の事務分掌規定は省長之を定む

七 國務院各部官制

第一章 通 則

第一條 國務院各部總長は國務總理の指揮監督を承け其主管事務を掌理す、主管の明瞭ならざる事務若は二部以上に關涉する事項は國務會議に提出し其主管を定む

第二條 國務院各部總長は其主管事務につき法律、教令及院長の制定、廢止及改正を要

するものありと認むるときは案を具備し國務總理に提出すべし

第三條 國務院各部總長は其主管事務につき國務院會議を求むることを得

第四條 國務院各部總長は其主管事務につき職權又は特別の委任に依り部令を發することを得

第五條 國務院各部總長は其主管事務につき各省長(興安省長を除く)首都警察廳長に指令又は訓令を發することを得

第六條 國務院各部總長は其主管事務につき各省長(興安省長を除く)首都警察廳長を指揮監督し其處分又は命令の成規に違ひ公益を害すると認むる等のことあるときは之を停止又は取消すことを得、但重要なる事項に對して國務總理の指揮を承くることを要す

第七條 國務院各部總長は所部の官吏を指揮監督し其進退及賞罰につき國務總理を経て執政に奏薦し委任官以下は之を專行す

第八條 國務院各部に司を置く、司に司長を置く、理事官又は技師を以て之に充つ司長

は總長の命を承け所部の官吏を指揮監督し其主管事務を掌理す
各司の分課規定は總長之を定む

第二章 民政部

第九條 民政部總長は地方行政、警察、土木、衛生及文教に關する事項を掌理し省長は(興安省長を除く)首都警察廳長を監督す

第十條 民政部に左の六司を置く總務司、地方司、警務司、土木司、衛生司、文教司

第十一條 總務司に於ては左の事務を管掌す

一 機密に關する事項

二 官印の管守及文書に關する事項

三 人事に關する事項

四 會計及庶務に關する事項

第十二條 地方司に於ては左の事項を管掌す

- 一 地方行政に關する事項
- 二 自治行政に關する事項
- 三 公共組合に關する事項

第十三條 警務司に於ては左の事項を管掌す

- 一 治安警察に關する事項
- 二 行政警察に關する事項

第十四條 土木司に於ては左の事項を管掌す

- 一 部直轄の土木工事の施行する事項
- 二 地方及公共、土木工事の監督及補助に關する事項
- 三 土地收用に關する事項

第十五條 衛生司に於ては左の事項を管掌す

- 一 防疫、種痘及公衆衛生に關する事項

二 保健及醫政に關する事項

第十六條 文教司に於ては左の事項を管掌す

- 一 教育に關する事項
- 二 學藝に關する事項
- 三 宗教に關する事項
- 四 禮俗に關する事項

第十七條 民政部に左の職員を置く

秘書官 (簡任若は薦任)

理事官 (簡任)

督學官 (薦任)

技師 (簡任若は薦任)

事務官 (薦任)

滿洲國の基礎諸法令

屬官（委任）

第十八條 秘書官は總長の命を承け機密の事項及特に命せられたる事務を掌る

理事官は總長の命を承け所管の事務を掌る

督學官は總長の命を承け學校教育の監督に關する事務を掌る

技師は上官の命を承け技術を掌る

事務官は上官の命を受け事務を掌る

屬官は上官の指揮を指し事務に従事す

第三章 外交部

第十九條 外交部總長は在外使節及領事を指揮監督し國家交渉通商及在外臣民の保護に

關する事務を掌理す

第二十條 外交部に左の三司を置く

總務司

通商司

政務司

第二十一條 總務司に於て左の事項を管掌す

一 機密に關する事項

二 官印の管守及文書に關する事項

三 人事に關する事項

四 會計庶務に關する事項

第二十二條 通商司に於ては左の事項を管掌す

一 通商に關する事項

二 外國經濟事情の調査に關する事項

三 在外人民の保護に關する事項

四 領事に關する事項

第二十三條 政務司に於ては左の事項を管掌す

- 一 條約に關する事項
- 二 國際會議に關する事項
- 三 情報に關する事項
- 四 在外使節に關する事項

第二十四條 外交部に左の職員を置く

秘書官 (簡任若は薦任)

理事官 (簡任)

翻譯官 (薦任)

事務官 (薦任)

屬官 (委任)

第二十五條 秘書官は總長の命を承け機密の事項及特に命せられたる事務を掌る

理事官は總長の命を承け所管の事務を掌る

翻譯官は上官の命を承け翻譯を掌る

事務官は上官の命を承け事務を掌る

屬官は上官の指揮を受け事務に従事す

第四章 軍政部

第二十六條 軍政部總長は軍政を管理し用兵に關する事項を掌理す

第二十七條 軍政部に左の二司を置く

參謀司

軍需司

第二十八條 參謀司に於ては左の事項を管掌す

- 一 總務に關する事項
- 二 用兵に關する事項

三 軍の訓練に関する事項

四 軍の編成及徴募に関する事項

五 醫務に関する事項

六 法務に関する事項

第二十九條 軍需司に於ては左の事項を管掌す

一 兵器に関する事項

二 軍需品に関する事項

第三十條 軍政部に置くべき職員については別に之を定む

第五章 財政部

第三十一條 財政部總長は稅務、專賣、貨幣、金融統制及國有財産に関する事項を掌理す

第三十二條 財政部に左の三司を置く

總務司

稅務司

理財司

第三十三條 總務司に於ては左の事項を管掌す

一 機密に屬する事項

二 官印の管守及文書に関する事項

三 人事に関する事項

四 會計及庶務に関する事項

第三十四條 稅務司に於ては左の事項を管掌す

一 國稅の賦課徴收に関する事項

二 稅務行政に関する事項

三 關稅の賦課徴收に関する事項

四 關稅行政に關する事項

第三十五條 理財司に於ては左の事項を管掌す

- 一 貨幣に關する事項
- 二 金融統制に關する事項
- 三 金融機關の監督に關する事項
- 四 國有財産の管理に關する事項

第三十六條 財政部に左の職員を置く

- 秘書官 (簡任若は薦任)
- 理事官 (簡任)
- 技師 (簡任若は薦任)
- 事務官 (薦任)
- 屬官 (委任)

第三十七條 秘書官は總長の命を承け機密の事項及特に命せられたる事項を掌る

理事官は總長の命を受け所管の事務を掌る

技師は上官の命を受け技術を掌る

事務官は上官の命を受け事務を掌る

屬官は上官の命を承け事務に従事す

第六章 實業部

第三十八條 實業總長は農林、畜産、礦業、商工其他一般實業に關する事項を處理す

第三十九條 實業部に左の三司を置く

- 總務司
- 農礦司
- 工商司

第四十條 總務司に於て左の事項を管掌す

- 一 機密に屬する事項
- 二 官印の管守及文書に關する事項
- 三 人事に關する事項
- 四 會計及庶務に關する事項

第四十一條 農礦司に於ては左の事項を管掌す

- 一 農業及副業に關する事項
- 二 林業及造林に關する事項
- 三 畜産に關する事項
- 四 水産に關する事項
- 五 礦林及地質に關する事項

第四十二條 工商司に於ては左の事項を掌す

- 一 商事及び貿易に關する事項

二 工業に關する事項

三 度量衡に關する事項

第四十三條 實業部に左の職員を置く

秘書官 (簡任若は薦任)

理事官 (薦任)

技師 (簡任若は薦任)

事務官 (薦任)

屬官 (委任)

第四十四條 秘書官は總長の命を承け機密の事務及特に命せられたる事務を掌る

理事官は總長の命を受け所管の事務を掌る

技師は總長の命を承け技術を掌る

事務官は上官の命を承け事務を掌る

屬官は上官の指揮を受け事務に従事す

第七章 交通部

第四十五條 交通部總長は鐵道郵便電信電話航空水運其他一般交通に關する事項を處理す

第四十六條 交通部に左の四司を置く

總務司

鐵道司

郵務司

水運司

第四十七條 總務司に於ては左の事項を管掌す

- 一 機密に屬する事項
- 二 官印の管守及支出に關する事項

三 人事に關する事項

四 航空の取締に關する事項

五 會計及庶務に關する事項

第四十八條 鐵道司に於ては左の事項を管掌す

一 鐵道及其附帶道具の管理に關する事項

二 陸運の監督に關する事項

第四十九條 郵務司に於ては左の事項を管掌す

一 郵便に關する事項

二 電信及電話に關する事項

第五十條 水運司に於ては左の事項を管掌す

一 水運に關する事項

二 航路標識に關する事項

三 船舶及船員の監督に關する事項

第五十一條 交通部に左の職員を置く

秘書官 (簡任若は薦任)

理事官 (簡任)

技師 (簡任若は薦任)

事務官 (薦任)

屬官 (委任)

第五十二條 秘書官は總長の命を承け機密の事務及特に命せられたる事務を掌る

理事官は總長の命を承け所管の事務を掌る

技師は上官の命を承け技術を掌る

事務官は上官の命を承け事務を掌る

屬官は上官の指揮を承け事務に従事す

第八章 司法部

第五十三條 司法總長は法院及檢察廳を監督し民事刑事訴訟其他司法行政に關する事項を處理す

第五十四條 司法部に左の三司を置く

總務司

法務司

行刑司

第五十五條 總務司に於ては左の事項を管掌す

一 機密に屬する事項

二 官印の管守及又之に關する事項

三 人事に關する事項

四 會計及庶務に關する件

第五十六條 法務司に於ては左の事項を管掌す

- 一 法院の設置配置及管轄區域に關する事項
- 二 民事刑事非訟事件及裁判事務に關する事項
- 三 檢察事務に關する事項
- 四 戶籍登記、供託、調停及公證に關する事項

第五十七條 行刑司に於ては左の事項を管掌す

- 一 刑の執行に關する事項
- 二 監獄に關する事項
- 三 少年矯正及免囚保護に關する件
- 四 恩赦に關する件

第五十八條 司法部に左の職員を置く

祕書官 (簡任若は薦任)

理事官 (簡任)

事務官 (薦任)

屬官 (委任)

第五十九條 祕書官は總長の命を承け機密の事務及特に命せられたる事務を掌る

理事官は總長の命を承け所管の事務を掌る

事務官は上官の命を受け事務を掌る

屬官は上官の指揮を受け事務に従事す

附錄第三

新政權樹立の理由

滿洲國立法院長
日本法學博士

趙

欣

伯

新政權樹立の理由

滿洲國立法院長
日本法學博士

趙

欣

伯

今回、奉天新政權は成立しました。私は新政府に關係する一人であります。支那國內、即ち山海關以内に、又南方一帯に於て、是等に對し澤山の謠言を作りました。即ち彼等は吾々東北省民を以て「日本軍の配下に在るもの」と做し、吾等の一舉一動は「悉く日本軍の指圖に依るものである」と稱して居るのであります。

斯くの如き錯誤的宣傳は、今や非常に盛んなものであります。之が爲認識不足の世界各國民は、滿洲事變の真相を知らざるが故に、之を事實であらうと誤解するかも知れません。故に私は今や新政府に關係する一人としての資格を以て、吾々の新政府を樹立した

理由、吾々の心理及見解とを、世界各國に於ける心ある人士に對して説明したいのでありませう。

私の最も希望する處は、東洋の平和に關心し、且滿洲事變に關心する國家の施政者、及民族自決の趣旨に賛同する方々が、極めて冷靜に私の述ぶる處を聽き且考へて下さることであります。

二

「世界文明國の國民たる諸君、茲に一人の人物があります。此人物は毎日晝間は睡眠し、午後の三時か四時になつて始めて眼を覺まし、睡りから覺めて後其身にモルヒネ注射を行ひ、其注射に依つて漸く元氣となり、手當り次第に婦女に戯れ、或は賭博、或は猥談に耽り、正しい言葉を聞く事を厭ひ、ノラクラと遊び乍ら夜を徹して以て朝の七時に及び、それから始めて寢床に就く。其性質は非常に慘忍で、怒る時は隨意に人を苛責し、甚しきは虐殺することもあります。

諸君！ 諸君が若し斯くの如き人物に會つた時、諸君は彼を何の役に立たせ得ませうか？ 彼は諸君の召使として用ゐる事が出来ませうか？ 或は彼を諸君の秘書として使ふことが出来るでせうか？ 或は彼を諸君の長官として仰ぎ、諸君が尊敬を以て彼に仕へる事が出来るでせうか？ 恐らくは諸君に於いて、其孰れもが至極困難であると感ぜられるのでありませう。然も右に述べた様な人物が、果して現代に存在するであらうかと、諸君は或は疑はれるのでありませう。それは一應無理からぬことでありますが、私は決して虚偽を申すのではありません。

諸君！ 東北四省の政權を握つて居た張學良は、即ち茲に言ふ處の人物であります。彼は東北四省の政權を握つて、人民の膏血を搾り、之を彼れ一人の歡樂に供するのであります。彼れ一人の慾望を満足させんが爲に、東北四省の人民に對して不換紙幣を發行し、其紙幣を以て農民が終日孜孜として生産した糧食を強制的に買占めたり、又は價值ある外國紙幣と換えて自己の私有財産にするのであります。又彼は任意に人民に對して、人

民の力が負擔し得ない程の税金を課し、之を強制的に徴收して武器砲彈を買入れ、同胞を慘殺する數十萬の軍隊を養ひ、彼れ自身の地盤を擴張し、彼れ自身の勢力を増大することに供しつゝあるのであります。殊に彼は部下の美貌なる細君を犯し、又萬惡の爪牙を以て良民を苛めます。

彼の私有財産は今や日に／＼増加し、彼の軍隊も亦た日に／＼増加し、それと同時に東北四省の人民は、日に／＼窮乏に陥りつゝあります。最近三四年以來、東北四省の人民は、逃亡する者があり、餓死する者があり、慘狀言語に絶するに拘らず、彼れ張學良は毫も憐愍の情を起さず、却て益々東北四省の膏血を搾り、入關して以て彼れ一人の向上發展を求めらるばかりであります。畢竟、彼れ一人の貪慾を満さんが爲め、東北三千萬民衆の生命安全を犠牲に供するのであります。

彼は彼自身の惡事を行ふことを補佐する人を賢民良友と認めるが、自分に對して惡事を止めて善政を施す事を忠言する人を彼は排斥するのであります。彼が東北四省に於ける

軍民の首腦に任じて以來、茲に四年以上でありますが、人民にして家を潰され、財産を奪はれ商店として大損害を蒙り、倒産閉店の悲痛なる運命に陥つた者は、實に數ふるに遑なき有様であります。故に東北三千萬民衆は、恰も地獄の中に在るも同様で、其生活は悲慘以外の何物でもないのであります。

三

世界諸文明國に於ける國民諸君！ 若し諸君が此東北四省に於ける人民の一人であつたとしたなら、諸君は何とお考になるでせうか？ 若し又彼れ張學良を以て英國や米國や佛國の如き國の施政者と爲す場合、英國や米國や佛國の國民達は、一日たりとも無事に彼を其地位に置く事が出来るでせうか？ それは到底不可能のことでありませう。故に我が東北四省の人民に取つて、茲に唯だ二つの方法があるのみであります。

即ち「忍んで死を待つ」か、然らずんば「起つて彼に反抗する」かであります。之以外に方法は絶対に有りません。然し彼は虎狼の如き數十萬の軍隊を持つて居ります、手に

寸鐵を有せざる民衆は如何にして彼を排除することが出来ませう。

幸ひ、天佑とも言ひませうか。彼は東北四省民を壓迫する手段を以て隣國たる日本人を壓迫したが故に、九月十八日の事變を惹起したのであります。九月十八日の事變は、張學良と其徒黨とが起した事件で、東北四省地方と其人民とが受けた損害と苦痛とも亦、張學良と彼の一黨とが招いたものでありますから、日本人及日本軍隊は張學良及其の徒黨に對してこそ怨恨はあれ、東北四省に對しては何の怨みも持たぬ筈であります。東北四省民も亦た張學良と彼の一黨に對しては怨みを懐くが、日本軍隊に對しては何の怨みも無いのみならず、却て日本軍隊が張學良と其人民壓迫の軍隊とを殲滅して、東北省人民を大悪人の手から救ひ出して呉れたので、我が東北省人民は日本軍隊に對して感謝する次第であります。

四

吾等は既に張學良及彼等の一派の暴虐下から救はれた。故に吾等は民族自決の趣旨に基

き、吾等の明るく生存する途を開くべく、茲に新政權を樹立したのであります。然るに張學良及彼等一味は吾々を攻撃して。吾々が此の機會に乗じて「日本軍の勢力に依つて政權を奪つた」ものゝ如くに宣傳し、以て吾等東北省民衆の爲に幸福を圖りつゝある志士を排除せんとし、彼等の地位を回復し、其人民壓迫の權能を回復せんとして居るのであります。

外國人は此真相を明瞭に認識せぬ處から、遺憾至極にも斯かる惡宣傳を信する様であります。私共は以前から、現代には他に絶無の暴君たる張學良の寫眞が外國新聞に掲げられ、彼を褒め立てる記事が載せられて居るのを見て、滿洲の真相を知らざる者の多い事を痛感し、常に慨はしく思つて居たのであります。

私は世界の各文明國民に對して、春天新政權の發生は確かに東北四省の民族自決であることを立證せんが爲に、先づ新政權の關係者の一人である私が如何なる人物であるかと云ふ事を説明する必要があると感するのであります。若し日本の勢力を借りて政權を取

ると云ふならば、左様な人物は必ず私慾を逞し、地位や金銭などを貪る無恥な者でなければなりません。私は茲に私の履歴を忌憚なく、世界各國の志士に披瀝して、我が民族自決の先頭に立つべき者であるか、又は外國の力を借りて政權を恣にするべき人物であるか、其御批評を仰ぎ御判断を下して戴きたいのであります。

五

私は小學教育から大學教育まで受けたものであつて、日本に留學すること十一年間でありませぬ。自分の國に司法制度の完備して居らぬ事を心配する處から、十一年間専門に法律學を研究したのであります。私が卒業した後、他の同窓は皆卒業すれば直ぐ國に歸つて役人になるのが理想で、役人になつたと聞けば同窓達は非常に羨ましがり、學校を卒業すれば皆急いで歸國して相當の地位に就かうとするのに、唯一人私だけは支那の唯一の法律學者にならうと思つて、國內から幾ら招聘されても之を顧みず、専ら學問の研究に精進したのであります。斯くして遂に私は最も得難い日本の法學博士の學位を獲得し

たのであります。日本の法學最高の學位たる法學博士を授與されたのは、支那ではまだ私一人であります。

私が若し政權を貪るやうな人物であるならば、心靜かに外國で十一年もの長い間、學問研究に従事する事は出来ない筈であります。今から六年前、東三省の司法制度を改善する一念の下に、始めて張作霖の招聘を受けて東北政權の法律顧問となつたが、歸國以來六年間、張作霖と張學良とから幾度か、私に對し役人になつて呉れと云ふ勸告があつたに拘はらず、私は法學者として司法制度を完備させたいのだと云つて、決して之に應じなかつたのであります。今でも私は、張學良が私に保定府で軍法處長になつて呉れと云つた、親筆の手紙を所持して居るのであります。

斯くの如く私は、政權を嫌ふ人物であるにも拘はらず、今回多事多難の時、奉天新政權を樹立する事に努力し、殊に奉天市長の任に當るのは、只管此一身を犠牲にして廉潔政治を實現させ、専ら人民の幸福を圖るが爲に外ならず、壓迫を受けて居た人民を自由の

途に引つ張つて行かうといふ私の心情は、諸君これで御判りにならうと信するのであります。又、軍閥が人民を壓迫するのを見ては、どうしても之を堪忍する事は出来ない筈だと、お判りになる事と信じます。

一方に於いて、日本が私のやうな人物達の政權樹立を援助するのも、張宗昌、湯玉麟などの人物を援助しないのも、これまた私共の人物は必ず善政を施して人民の幸福の爲に圖るに違ひないと信するからだと思ひます。

臧式毅氏は學者でないけれども、支那の官吏中甚だ稀な廉潔高尚な人格者である事は周知でありまして、彼は十數年間大官であつたけれども、彼の家には現在一千圓以上の金を持つて居ないのであります。斯かる事まで述べて、人物の批評をする事は、極端に嚴格な法學者たる私として好まぬ處であります。此私が最も彼を崇拜して居ると云ふ點からしても、彼が如何なる人物であるか、と云ふ事が諸君に判つて戴けやうと思ふのであります。

六

尙ほ私は、現在滿洲に居られる日本の軍部と吾々との間の關係を皆さんの前に明白にして置きたいのであります。滿洲に居られる日本の軍部は、吾々の民族自決に依る政權樹立の自由意志に對して、決して干渉したことは無いのであります。唯常に滿洲に在る日本國民に對する支那側の行動に對し、決して阻害の事無き様に注意を與へ、また吾々に對しては吾々が高潔なるべきこと、善政を布くべきこと、人民の負擔を軽減すべきこと、三千萬民衆の幸福を圖るべきこと、吾々の努力に依つて一つの理想的極樂世界を作り上げ、各國人が誰でも此處へ來て平和的幸福を享受し得る様にと希望されるのであります。

文明諸國々民諸君！ 諸君は吾々の今日の境遇が如何に愉快なものであるか、想像されるでありませう。吾々の心持は既に煩惱苦痛の中から樂しみ喜びの途に進んで來たのであります。諸君、私は茲に更に進んで、吾々が日本に對して如何なる見解を有するかと云ふ事を、大略左に申し上げたい。

我が滿洲と日本とは、最も密接不離の關係を有し、兩國は互に昔から今まで文化上の影響を受けたのであります。兩國が經濟方面に於いて相提携すれば互に利益がありますが、若し經濟的に斷絶すれば双方共に大損害を蒙るのであります。

日本國民は情熱に富んで信義を重んじ、友愛に厚く俠氣あり、殊に現代的文化に於いて非常に努力して來た關係上、日本には人材が多いのであります。而も日本では、人口が一年増加するが、その土地は甚だ狭く、生産物も亦甚だ尠いのであります。面積上から云へば人民居住するに足らず、生産物の上から云へば人民の需要に足らず、人材の上から云へば高等教育を受けた者が有り餘る程あつて、之を用ふる處が尠いと云ふ有様であります。

世界に斯様な國がある以上、いづれの國も之に對して救濟の義務があるでは無からうか。然るに之を救濟するの手段を講じないのみならず、却て其國民を排斥すると云ふこと

は、世界に於ける人類の生存權を餘りに無視するものでは無からうか。殊に其隣國たる滿洲に在つては、人口は至つて稀薄なのに、土地は甚だ廣大で、未墾地は到る處に開發の手を待つて居り、而も其天産物は無盡藏と稱するも過言に非ず、確かに滿洲は謂ゆる世界の一大寶庫であるが、人材と努力とに乏しきが故に空しく之を遊ばせて置くと云ふ状態であります。

日本と吾等とが早く經濟的に提携しないならば、日本は行く／＼餓死するかも知れず、滿洲の人民は又貧乏で斃死するかも知れませぬ。我が滿洲にして若し、日本の人材と資力とを借りて、田地を開墾し産業を開發する事になれば、滿洲の人民も日本の國民も、共に富み榮えて行くに違ひないのであります。滿洲に於ける未開墾地と未開發の天産物とを、其儘に死藏せしめては、一文の價值もありませんけれども、之を若し日本の資力と人材とを借りて開發する事になれば、双方とも坐つて居ても莫大なる利益を受ける事になるのであります。

故に先づ吾々は吾々の利益の爲に、日本と提携しなければならぬのであります。尙單に吾等としては、吾等の生存上の幸福の爲に圖るのであつて、吾等は寧ろ日本を利用して吾等の幸福を求めるものであります。諸君、吾等は日本と共存共榮の精神を以て提携し、お互の利益の爲に一緒になつて努力したい。そして世界中に一つの友好的な模範を作りたいたのであつて、吾等は日本も亦た吾等と同様の精神を有する事を確信するのであります。

文明國民たる各國民諸君！願はくば冷靜に、吾等の一兩年以後に於ける結果を見て下さい。吾等は一兩年以後にも到れば世界各國が手を拍つて、日本の公明正大なる事と、吾等の見解の正しい事とに對して、大いに讚美するであらうことを確信するものであります。要するに其結果を見ない間は、吾等と日本との兩國に對して兎かく正しい認識を缺き、錯誤的批評を下すを免かれず、従つて吾等と日本との共存共榮を期圖する親愛なる進行を妨害することとなる。故に吾等は切に諸君が遠大なる眼光を以て、吾等の結果

を見て下さらん事を希望する次第であります。(完)

373
658

1851

終

